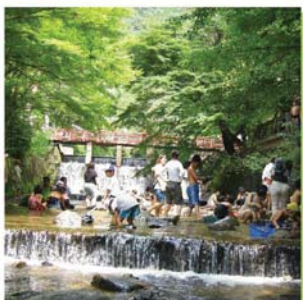


瀬戸市景観計画

～豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち～



平成22年10月
瀬戸市

ごあいさつ



戦後の我が国は、めざましい経済発展を遂げる中で、経済性や効率性などを重視したまちづくりを進めてきました。しかし、近年、国民の「量から質」への意識の変化により、私たちの生活スタイルはもちろんのこと、景観に対する認識も大きく変わってきました。

こうした中、国は、平成 15 年に「美しい国づくり政策大綱」を策定し、平成 16 年には我が国初の景観に関する総合的な法律である「景観法」を施行しました。

一方、瀬戸市は、こうした国の動きに先立ち、平成 5 年に「瀬戸市都市景観条例」を制定し、平成 7 年には「瀬戸市都市景観基本計画」を策定して、市民の皆様との協働による良好な景観の形成に取り組んできました。

こうしたこれまでの取組みを礎に、地域で育まれた良好な景観の保全や新たな創出などを進める施策を景観法に基づいて主体的に展開していくため、平成 19 年 11 月に愛知県の同意を得て「景観行政団体」となり、平成 22 年 10 月に「瀬戸市景観計画」を策定いたしました。

本市は、この計画を策定したことにより、景観の形成に関する新たなスタートラインを踏み出したこととなります。今後、本計画に基づいて、それぞれの地域の特性に応じた良好な景観の形成に向けた各種の取組みを、市民の皆様との協働により一層進めていきたいと考えていますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました「瀬戸市都市景観審議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通してご意見をいただきました市民の皆様、また写真提供にご協力いただきました皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成 22 年 10 月

瀬戸市長 増岡錦也

ごあいさつ



平成 16 年に施行された「景観法」に基づき、本市は平成 19 年 11 月に景観行政団体として認定されました。これを踏まえ平成 7 年策定の「瀬戸市都市景観基本計画」を全面的に見直すことが必要となり、都市景観審議会でも市民アンケート調査・パブリックコメントなども参考とし検討を重ね、また関係機関のご協力も得て、ここに新たな「瀬戸市景観計画」を取りまとめさせていただきました。

本計画では、市全域を景観計画区域として、瀬戸市の景観形成の目標を明らかにすると共に、市内を特性別に分けたゾーン別の景観形成方針等を設定し、景観形成の指針を示しています。またこの計画書は、より市民の皆様理解と関心を高めて頂ける様に、できるだけ地域の環境に相応した具体性のある内容表現に努めました。

瀬戸市は、「やきものまち」としての長い歴史に育まれた伝統・文化や、緑や水の豊かな自然環境等の景観資源があり、これらは特に本市の魅力であり個性の根源です。今後は、これを守り次世代に受け継いでいくことが望まれますが、それと共にこれらの資源と新しい時代の感性や価値観を調和させ融合していくことが重要です。伝統文化に馴染み、よそゆきものではない、生活と一体化した景観形成が図られることが大切と考えます。

より良い景観の形成は、市民や事業者、行政が協働し、互いにその役割を担うことにより推進されるものと考えます。もとより、良い景観を保全し・創り・育むための鍵は、市民の皆様の瀬戸への誇りや愛着といった思いと、景観づくりへの積極的な関わり・参加です。

今後、本計画書が拠り所となり、個性的で魅力ある瀬戸市のまちづくりがなされることを願っています。

平成 22 年 3 月

瀬戸市都市景観審議会会長 林 金之

瀬戸市景観計画

目次

1.はじめに	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 景観計画の位置付け	2
1-3 計画の構成	2
2.景観計画の区域	3
3.景観形成の目標	4
3-1 理念と目標景観像	4
3-2 景観形成の基本目標	5
4.景観形成の方針	7
4-1 景観計画区域を構成するゾーン	7
4-2 景観資源の整理	9
4-3 ゾーン別景観形成方針	10
(1) せとまちエントランスゾーン	10
(2) せと・街なか景観ゾーン	13
(3) せと・やきもの文化景観ゾーン	16
(4) 田園景観ゾーン	20
(5) 森林里山景観ゾーン	22
(6) 工業地景観ゾーン	25
4-4 ゾーン別景観形成基準	27
4-5 届出対象行為	31
5.景観重点地区	34
5-1 景観重点地区の指定	34
5-2 目標景観像と景観形成基準	35
5-3 届出対象行為	37
5-4 景観重点地区の候補地	38

6 . 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	39
6-1 景観重要建造物の指定の方針	39
6-2 景観重要樹木の指定の方針	40
7 . 景観重要公共施設の整備に関する事項	41
7-1 景観重要公共施設の指定の方針	41
7-2 景観重要公共施設の指定と整備方針	41
資料	45
1 策定体制・経過	45
2 景観まちづくり市民アンケート調査結果(概要)	48
3 瀬戸市景観計画(案)への市民意見と市の考え方	55
4 「せとの景観写真」募集結果	63
5 街なみ環境整備地区	66
6 用語説明	70

1. はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

本市は、市の北部・東部・南部に三国山・猿投山をはじめとした山地や丘陵地が市域を取り囲み、緑の回廊をなしています。また、これらを水源とする瀬戸川・矢田川・水野川などの河川沿いに平坦地が形成され、古くから良質な陶土と起伏に富んだ地形を活かした「やきもののまち」として発展してきました。

長年にわたり、水と緑に恵まれながら培われてきたやきものの伝統や文化が、せともの祭などの賑わいある伝統的な祭りに繋がるとともに、自然豊かなやきもののまち固有の特色ある都市景観を創出しています。

こうした景観を保全し、さらに優れた景観を創出していくため、市は平成 5 年に「瀬戸市都市景観条例」を施行しました。また、平成 7 年には「瀬戸市都市景観基本計画」を策定し、「大規模建築物等に関する届出制度」による市全域での景観誘導や、洞地区を「都市景観形成重点地区」として地域住民と協働で景観形成に取り組むなど、「瀬戸らしい」景観の創出に努めてきました。

さらに、本市の中心市街地である名鉄尾張瀬戸駅周辺では、「暮らしくストリート地区」「小狭間坂地区」「炎護路地区」において、地域住民と協働で「瀬戸らしい」景観の創出に努めるとともに、道路・河川やパルティセと・瀬戸蔵の公共施設でも景観に配慮した整備を行うなど、魅力的な景観づくりに積極的に取り組んできました。

このような景観に関する取組みを進めるなか、平成 15 年に国において示された「美しい国づくり政策大綱」では、良好な景観形成が国政上の重要課題とされ、平成 16 年には景観に関する総合的な法律である「景観法(平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号)」が制定されました。この「景観法」により、地方自治体は「景観行政団体」となることで、地域の特性を活かした良好な景観の形成に主体的に取り組むことが可能となりました。

このため、市は、平成 19 年 11 月 1 日に「景観行政団体」となり、これまで行ってきた景観に関する取組みを継承しつつ、市民・事業者・行政の協働により、さらに魅力的な景観づくりに取り組んでいくため、景観法に基づく「瀬戸市景観計画」を策定します。

1-2 景観計画の位置付け

「瀬戸市景観計画」は、景観行政団体である瀬戸市が景観法に基づき策定する「良好な景観の形成に関する計画」です。

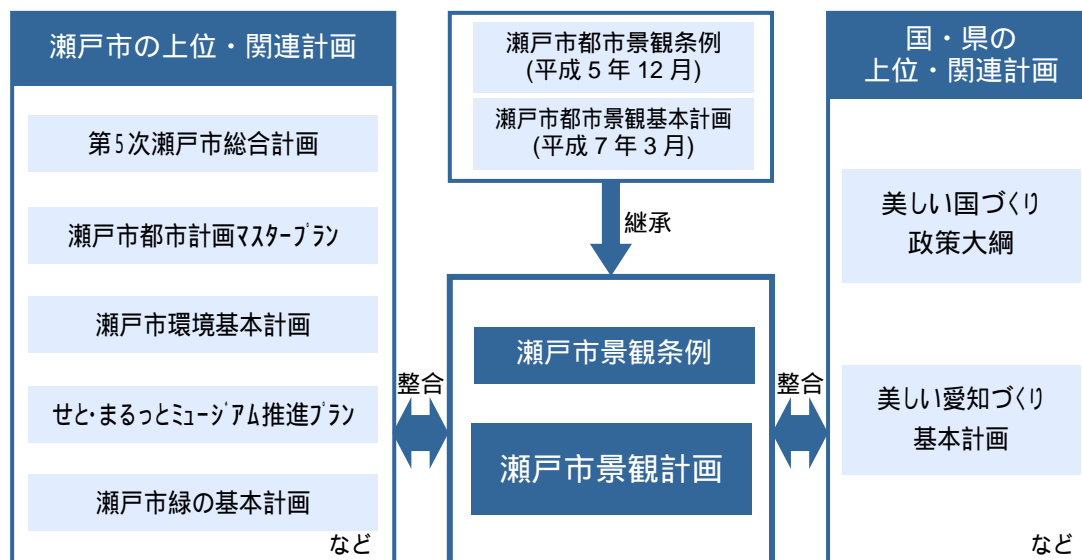


図 1-1 景観計画の位置付け

1-3 計画の構成

本計画の構成を、以下に示します。

表 1-1 景観計画の構成

章	景観法関係条項	概要
1.はじめに	-	景観計画策定の背景と目的、位置付けなどを示しています。
2.景観計画の区域	第8条第2項第1号	景観法に基づいて景観形成に取り組んでいく区域を示しています。
3.景観形成の目標	第8条第2項第2号	瀬戸市が目指す景観像と基本目標を示しています。
4.景観形成の方針	第8条第2項第2号 第8条第2項第3号 第16条第1項各号 第16条第7項第11号	景観計画の区域について、景観特性に基づくゾーンを設定し、各ゾーンにおける景観形成の基本方針と建築物などに関する景観形成基準や届出対象行為を示しています。
5.景観重点地区	第8条第2項第2号 第8条第2項第3号 第16条第1項各号 第16条第7項第11号	景観形成を重点的に推進していく地区を定め、目標景観像や景観形成基準などを示しています。また、景観重点地区の候補地についても示しています。
6.景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	第8条第2項第4号	地域の個性ある建造物と樹木について、指定の方針と指定基準を示しています。
7.景観重要公共施設の整備に関する事項	第8条第2項第5号ロ	景観上重要な公共施設を指定し、整備の方針を示しています。

2. 景観計画の区域

瀬戸市では、これまで「瀬戸市都市景観条例」及び「瀬戸市都市景観基本計画」に基づき、景観形成に関する各種の取組みを進めてきました。

特に、「大規模建築物等に関する届出制度」では、市全域を対象として建築行為などに景観形成誘導基準を設け、助言・指導を行い、良好な景観の保全と創出に努めてきました。

今後も、こうした取組みを継承しつつ、さらに魅力的な景観づくりに取り組むため、景観法に基づく景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)を市全域とします。

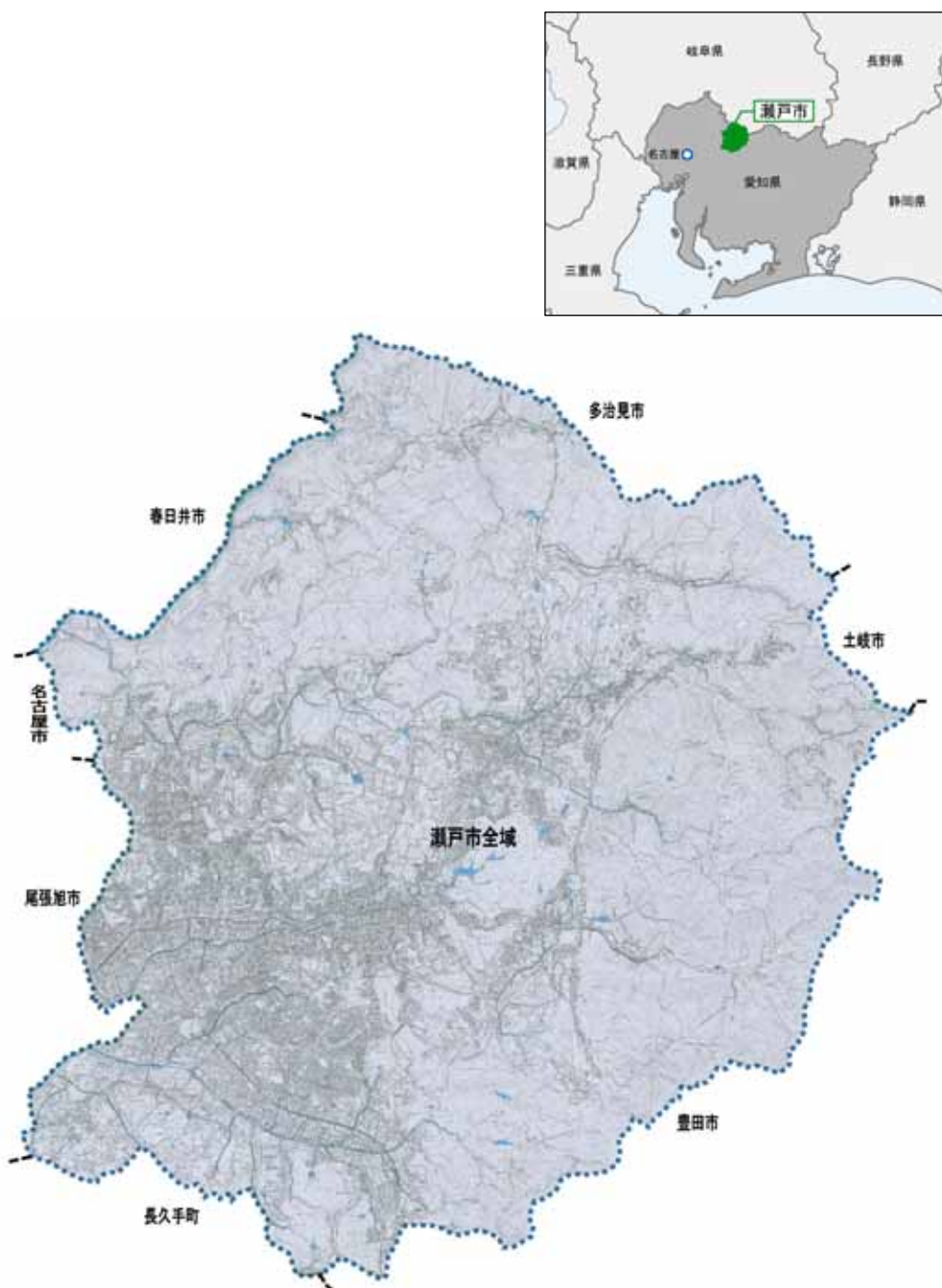


図 2-1 景観計画区域

3. 景観形成の目標

3-1 理念と目標景観像

本市の北部・東部・南部には、市街地を取り囲むように山地や丘陵地が連なって緑の回廊をなし、市内のいたるところからそれらを望むことができます。瀬戸川をはじめとする河川沿いには、特に中央部から西部にかけて市街地が形成され、豊かな自然に囲まれた市街地景観となっています。

一方、「やきもののまち」独特の風土や文化が、長い歴史の中で随所に特色のある景観を生み出してきました。

このような豊かな自然と歴史あるやきもの文化を活かした「瀬戸らしい」景観は、これまでの人々の生活や経済活動との調和によって形成されてきたものです。今後もこの「瀬戸らしい」景観に愛着と親しみと誇りを持ち、将来にわたって潤いある豊かな生活環境を「守り、創り、育てる」ため、目標景観像を「豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち」と定め、長期的かつ総合的な景観形成に向けた取組みを進めていきます。

【目標景観像】

豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち

また、瀬戸市都市計画マスタープランでは、『成熟社会において、豊かな自然と「やきもの」のまちとしての魅力を活かし、市民・企業が活力を維持する協働の都市づくり』を理念としており、今後の景観形成においても、市民・事業者・行政の協働により「瀬戸らしい」景観づくりを進めていくことを目指します。



図 3-1 市民・事業者・行政の協働

3-2 景観形成の基本目標

目標景観像の「豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち」を実現するために、以下に3つの景観形成の基本目標を示します。

【目標景観像】

豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち

【景観形成の基本目標】

河川を軸とした 潤いのある景観づくり

やきものの伝統とシンボルを活かした にぎわいのある景観づくり

森林や里山、田園などと調和した 緑豊かで美しい景観づくり

河川を軸とした 潤いのある景観づくり

瀬戸川をはじめとした河川は、本市の重要な景観軸となっています。特に市街地においては、貴重な潤い空間であるとともに、オープンスペースとしての役割も担っています。

また、瀬戸川に架かる橋は、やきものを使用してデザインされたものが多く、「やきものまち“せと”」を歩いて楽しむことができます。

こうしたことから、市街地において身近な水と緑の景観軸となっている河川を活かし、親水性が高く自然な趣をもつ河川改修や河川敷の緑化などにより、市民の憩いの場として潤いや安らぎが感じられる「瀬戸らしい」景観づくりを進めます。



写真 3-1 瀬戸川



写真 3-2 矢田川

やきものの伝統とシンボルを活かした にぎわいのある景観づくり

本市は、平安時代後期から「やきもののまち」としての伝統や文化を育んできました。中心市街地では、その歴史を支えた陶祖・藤四郎の遺徳をしのぶ「陶祖まつり」と磁祖・民吉の遺徳をたたえる「せともの祭」が開催されるとともに、洞・赤津・品野・水野などの各地区では、工房めぐりや作陶体験、展示販売などのイベントが開催され、毎年、市内随所で多くの来訪者による賑わいが見られます。

また、「窯垣」や「登り窯」などのやきものに関連する景観資源が現在もその姿をとどめ、本市における「やきもの」は、産業としてだけでなく、新たな交流を生み出す役割を担っています。

こうしたことから、産業観光都市として多彩な交流を生み出すため、古くから残された景観資源を守り活用するとともに、新たに建築を行う際にも地域の伝統やシンボルとの調和に配慮し、「やきもののまち“せと”」として歩いて楽しむことのできる魅力ある景観づくりを進めます。



写真 3-3 陶祖まつり



写真 3-4 せともの祭のにぎわい

森林や里山、田園などと調和した 緑豊かで美しい景観づくり

本市は、市域の多くを森林や里山が占めており、市街地においても森林や里山が街並みの背景となるなど、比較的自然而身近に感じることができます。森林や里山には、かつて窯業燃料として伐採され、その後の植林により回復した場所も多くあります。

また、市内を流れるいくつかの河川沿いには田園景観が広がり、周囲の森林や里山と一体となった趣ある景観が見られます。

こうしたことから、このような森林や里山、田園等を可能な限り保全し、市街地においても遠景となるこれらとの調和に配慮した緑豊かで美しい景観づくりを進めます。



写真 3-5 下半田川の集落



写真 3-6 岩巣山からの眺め

4. 景観形成の方針

基本目標に示す 3 つの景観づくりを進めるためには、地形や土地利用の状況などの景観特性や個々の景観資源の特徴を整理した上で、さらに詳細な方針を定め、将来にわたり良好な景観の形成に積極的に取り組むことが重要です。

ここでは、地形や土地利用の状況、歴史や文化などの景観特性からゾーン設定を行うとともに、景観を形成する重要な要素である景観資源を形態的な視点から整理し、ゾーン毎に景観形成の方針を示します。

4-1 景観計画区域を構成するゾーン

ゾーン概要に示す景観特性を考慮し、市全域に 6 つのゾーンを設定します。

表 4-1 ゾーン名と概要

ゾーン名	ゾーン概要
せとまちエントランスゾーン	・尾張瀬戸駅周辺の商業地及び瀬戸川を中心としたゾーン
せと・街なか景観ゾーン	・市南西部に広がる市街地ゾーン
せと・やきもの文化景観ゾーン 「せと中央・洞」「赤津」「水野」「品野」	・洞地区をはじめとした中心市街地周辺の街並みや赤津、水野、品野地区における陶磁器工場や窯垣、登り窯など、やきものを象徴する景観がみられるゾーン
田園景観ゾーン	・水野川や矢田川に沿って広がる田園景観が特徴的なゾーン
森林里山景観ゾーン	・市域の北部から東部、南部を囲む森林、里山のゾーン
工業地景観ゾーン	・大規模な工場が集積するゾーン

4-2 景観資源の整理

景観を形成する様々な資源を「核」、「軸」、「まとまり」といった形態的な 3 つの視点から整理し、景観づくりを進めるにあたり配慮する事項を以下に示します。

「核」

各所に点在し、その地域を象徴する社寺、公共施設、駅などの拠点を「核」として整理します。また、やきもののまち固有の景観資源も核として整理します。

良好な景観の「核」となるためには、景観資源そのものの魅力を高めるとともに、周囲の景観との調和や地域住民に親しまれるランドマークとしての役割に配慮します。



写真 4-1 尾張瀬戸駅とパルティセと（核の例）

「軸」

同じ要素が線的に連続性をもち、市やその地域を象徴する道路や河川、鉄道などを「軸」として整理します。

良好な景観の「軸」となるためには、景観資源そのものの魅力を高めるとともに、軸としての奥行きや軸に接する建築物などの調和に配慮します。



写真 4-2 瀬戸川（軸の例）

「まとまり」

同じ要素が面的に集まって一体性をもち、市やその地域を象徴する森林や田園、住宅団地や工業団地などを「まとまり」として整理します。また、その地域の活気やにぎわいを生み出す商店街や祭りなどのイベントも「まとまり」として整理します。

良好な景観の「まとまり」となるためには、景観資源そのものの魅力を高めるとともに、一体性が感じられるよう調和に配慮します。



写真 4-3 みずの坂（まとまりの例）

4-3 ゾーン別景観形成方針

(1) せとまちエントランスゾーン

位置

市のほぼ中心に位置し、市の玄関口である尾張瀬戸駅や、多目的公共施設であるパーティせと、瀬戸蔵などが立地し、瀬戸川を擁するゾーン。

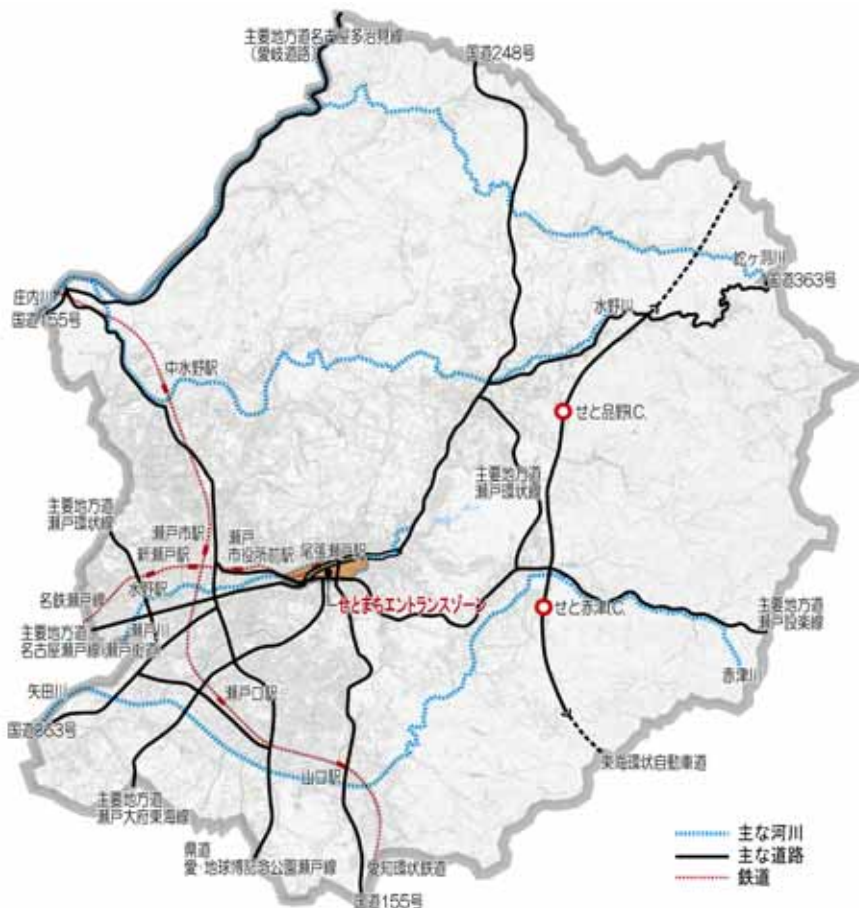


図 4-2 せとまちエントランスゾーンの位置

主な景観資源

せとまちエントランスゾーン内の主な景観資源を以下に示します。

表 4-2 主な景観資源

項目		主な景観資源
核	社寺・教会	瀬戸永泉教会
	公共施設	パーティせと、瀬戸蔵、新世紀工芸館、せと案内処
	駅	尾張瀬戸駅
	その他	やきものを使用してデザインされた橋（南橋、窯神橋、記念橋、宮前橋、神明橋、宮脇橋）
軸	河川	瀬戸川
	道路	主要幹線道路(国道 155・248 号など)、瀬戸川プロムナード線、陶の路(暮らしっくストリート、小狭間坂、炎護路)
	鉄道	名鉄瀬戸線
まとめり	商店街	銀座通り商店街、末広町商店街、中央通商店街、宮前地下街
	にぎわい	せともの祭、陶祖まつり、陶のあかり路、来る福招き猫まつりなどの地域のお祭り・イベント



写真 4-4 瀬戸川とその周辺



写真 4-5 窯神橋交差点から東側の眺め



写真 4-6 やきものを使用してデザインされた橋（記念橋）



写真 4-7 やきものを使用してデザインされた橋（宮前橋）

景観形成の基本方針

せとまちエントランスゾーンの景観形成の基本方針を以下に示します。

瀬戸川を軸とした潤いのある市街地景観を形成する

「やきもののまち“せと”」を象徴する瀬戸川は、市街地の貴重な潤い空間のため、周辺を含めた緑化等を推進するとともに、歩行者からの視点を意識した橋の修景を行い、瀬戸川を軸とした緑豊かで潤いのある市街地景観を形成します。

「やきもののまち“せと”」の玄関口として賑わいと活気のある市街地景観を形成する

名鉄尾張瀬戸駅周辺に位置する商業地エリアの建築物や工作物は、周辺の街並みとの調和、外観や配置に配慮します。また、道路に面した部分にやきものを取り入れるなど「やきもののまち“せと”」の玄関口にふさわしい、楽しく歩いて賑わいと活気を感じられる市街地景観を形成するとともに、せと・やきもの文化景観ゾーンへの誘導を意識した景観づくりを進めます。

周辺の山並みが見渡せるよう開放感と奥行きのある眺望景観に配慮する

本市の東に広がる猿投山の山並みを意識し、瀬戸川プロムナード線や橋梁からの山並みへの眺望を乱さないよう、建築物や屋外広告物などの外観や高さに配慮します。

(2)せと・街なか景観ゾーン

位置

市の南西部に位置し、尾張旭市が隣接するゾーン。瀬戸市役所が位置するとともに、鉄道や名古屋方面へ向かう幹線道路が通り、菱野団地や水野団地などの住宅地を中心とした市街地が広がるゾーン。

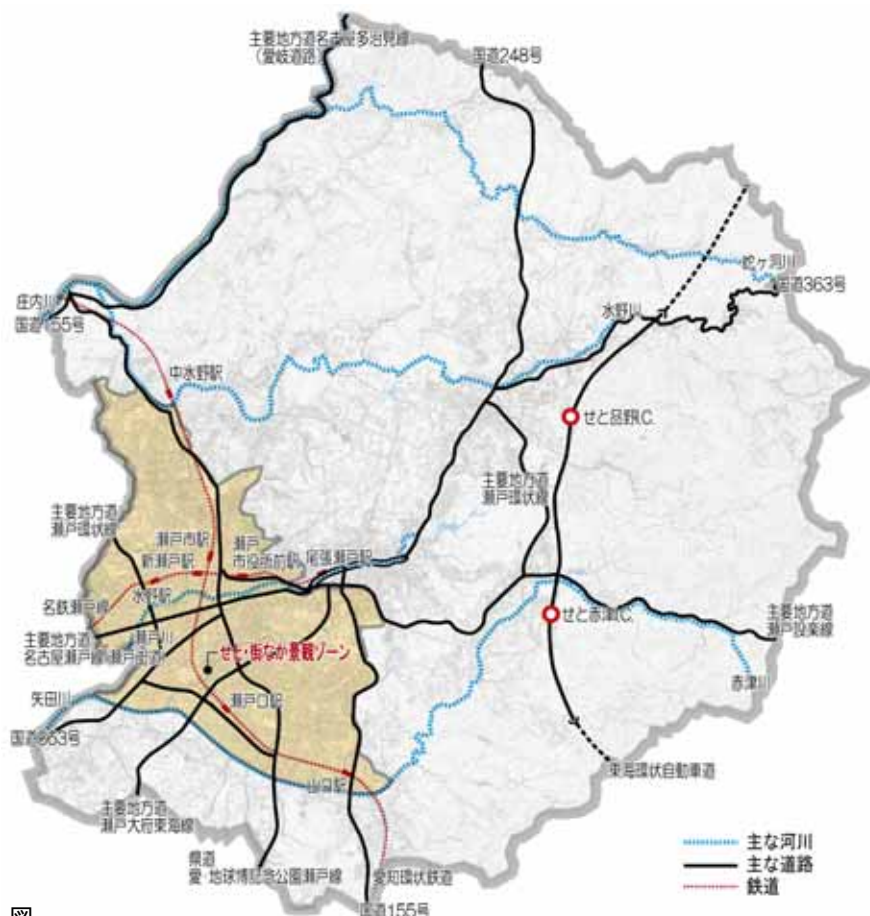


図 4-4 せと・街なか景観ゾーンの位置

主な景観資源

せと・街なか景観ゾーン内の主な景観資源を以下に示します。

表 4-3 主な景観資源

項目		主な景観資源
核	社寺・教会	山口八幡社、慶昌院、八王子神社
	公共施設	瀬戸市文化センター・美術館
	駅	瀬戸市役所前駅、新瀬戸駅、瀬戸市駅、水野駅、瀬戸口駅、山口駅
	公園	南公園
	その他	吉田橋、今村橋、共栄橋
軸	河川	瀬戸川、矢田川、水無瀬川、八幡川
	道路	主要幹線道路(国道 155・363 号など)
	鉄道	名鉄瀬戸線、愛知環状鉄道
まとめ	住宅団地	菱野団地、水野団地、みずの坂、やまて坂
	にぎわい	菱野のおでく警固祭り、山口の警固祭りなどの地域のお祭り・イベント

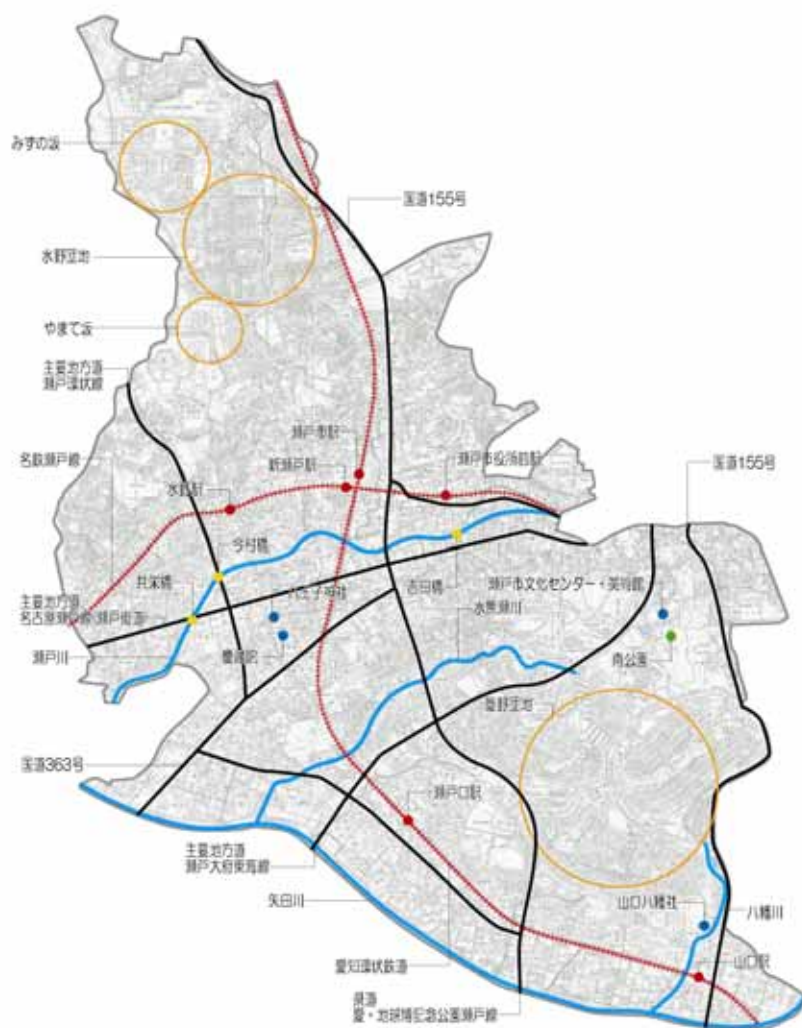


図 4-5 主な景観資源の位置

景観特性

- 国道 363 号沿線などの幹線道路沿いや名鉄瀬戸線、愛知環状鉄道駅周辺に賑わいのある商業地とその周辺に住宅地が広がっています。
- 菱野団地や水野団地など、計画的に整備された大規模な住宅団地が見られます。特に、みずの坂ややまて坂などでは、地区計画により住宅地の良好な街並みが形成されつつあります。
- 幹線道路沿いは、ロードサイドショップが建ち並び、建築物の外観や屋外広告物が目立ちます。



写真 4-8 国道沿いの商業店舗



写真 4-9 住宅地

景観形成の基本方針

せと・街なか景観ゾーンの景観形成の基本方針を以下に示します。

河川を軸とした潤いのある市街地景観を形成する

市街地の身近なオープンスペースでもある瀬戸川や矢田川などでは、市民参加による河川緑地の維持管理を推進し、潤いのある市街地景観を形成します。

市街地と斜面緑地が一体となった連続性のある眺望景観を保全する

起伏に富んだ瀬戸の特色ある市街地形状を活かすため、斜面緑地は極力保全し、見通しのよい場所では山並みなどへの眺望景観を保全します。

緑地の保全や民有地の緑化などにより緑の多い市街地景観を創出する

公園や広場、沿道などの緑化や樹木の維持管理を市民、事業者、行政が協働で進め、緑の多い潤いある市街地景観を創出します。

「やきもののまち“せと”」の特性を活かした沿道景観を形成する

国道 155 号や 363 号など幹線道路沿いにある店舗の外観や屋外広告物については、雑多な印象とならないよう外観や色彩などに配慮し、「やきもののまち“せと”」にふさわしい沿道景観を形成します。

賑わいのある駅前景観を形成する

新瀬戸駅及び瀬戸市駅周辺において、市民に愛され親しまれる、賑わいのある駅前景観を形成します。

(3)せと・やきもの文化景観ゾーン (「せと中央・洞」、「赤津」、「水野」、「品野」)

位置

洞地区をはじめとした中心市街地周辺の街並みや赤津地区、水野地区、品野地区に見られる陶磁器工場や窯垣、煙突など、やきものを象徴する景観が見られるゾーン。

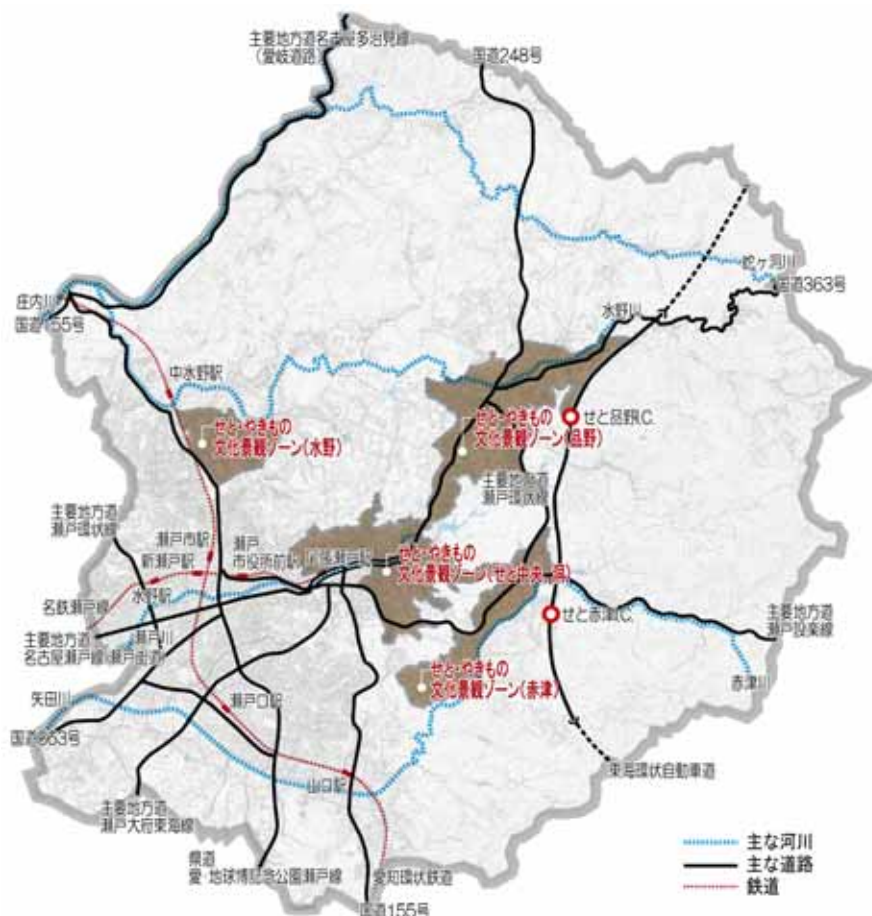


図 4-6 せと・やきもの文化景観ゾーンの位置

主な景観資源

せと・やきもの文化景観ゾーン内の主な景観資源を以下に示します。

表 4-4 主な景観資源

項目		主な景観資源	
せと中央・洞	核	社寺・教会	深川神社、陶彦神社、窯神神社、宝泉寺、法雲寺
		公共施設	マルチメディア伝承工芸館、ノベルティ・子ども創造館、無風庵、窯垣の小径資料館、窯垣の小径ギャラリー
		公園	陶祖公園、磁祖公園、東公園
		その他	窯垣、洞本業窯、一里塚本業窯、東橋、公園橋
	軸	道路	陶の路(暮らしっくストリート、洞街道、小狭間坂、炎護路)、窯垣の小径、主要幹線道路(国道 248 号など)
まとめ	街並み	洞地区の街並み	
	にぎわい	陶祖まつり、窯垣の小径まつり、お薬師さんなどの地域のお祭り・イベント	

項目		主な景観資源	
赤津	核	社寺・教会	万徳寺
		その他	赤津焼会館
	軸	河川	赤津川
		道路	主要幹線道路(主要地方道瀬戸設楽線など)
	まとまり	街並み	赤津地区の街並み
		田園	赤津川沿いの田園
にぎわい		太子祭り、赤津窯の里めぐりなどの地域のお祭り・イベント	
水野	核	公園	市民公園
	軸	道路	主要幹線道路(国道 155 号)
		鉄道	愛知環状鉄道
	まとまり	工業団地	水野準工団地
		にぎわい	水野まつり、水野窯めぐりなどの地域のお祭り・イベント
品野	核	社寺・教会	神明社
		I.C.	せと品野 I.C.
	軸	河川	水野川、鳥原川
		道路	東海環状自動車道、主要幹線道路(国道 248・363 号など)
	まとまり	にぎわい	品野祇園祭、しなの工房めぐりなどの地域のお祭り・イベント

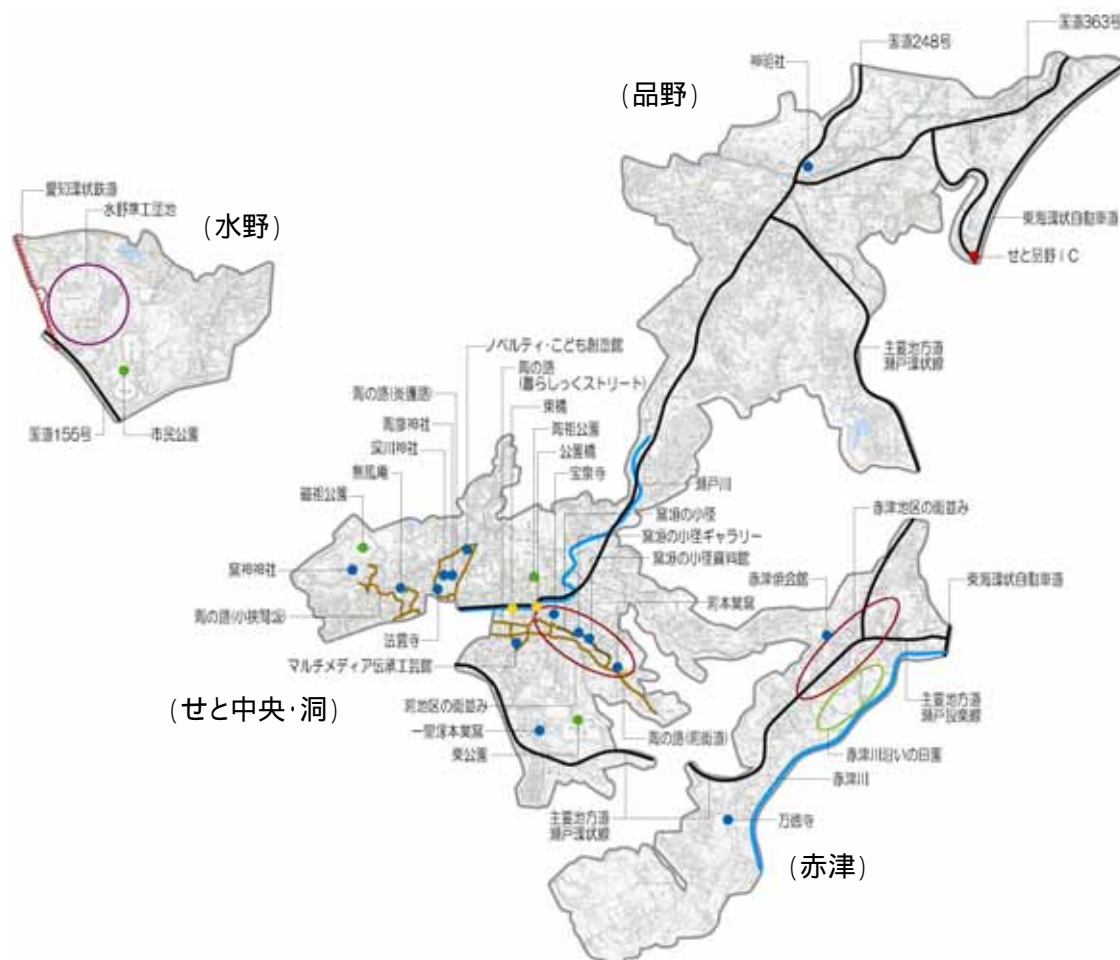


図 4-7 主な景観資源の位置

景観特性

- 窯元工房や陶磁器製造の工場など、やきものの生産現場がまちなかに見られます。また、やきものを焼成する際に用いる道具(つく、たないたなど)を使った窯垣ややきものの資料館など、やきもの文化に関連する景観が見られます。
- 傾斜のある地形に沿って形成された街並みが、背後の豊かな木々の緑と相まって、落ち着いた感じられる景観を形成しています。
- 狭あい道路や行き止まり道路が多く、古くからの木造家屋が密集する地区が見られます。



写真 4-10 窯垣の小径



写真 4-11 赤津瓦と煙突のある街並み

景観形成の基本方針

せと・やきもの文化景観ゾーンの景観形成の基本方針を以下に示します。

「やきもののまち“せと”」の歴史を物語る景観資源を保全・活用する

歩行者が回遊しながら「やきもののまち“せと”」の歴史と風情を楽しめるよう、窯垣や登り窯、やきものを使用した施設などの景観資源を保全し、活用します。

周辺の景観と調和した市街地景観を維持・創出する

地域固有の景観との調和に配慮して、「やきもののまち“せと”」の風情が感じられる市街地景観を維持・創出します。

せと中央・洞

窯垣や登り窯など、やきもの文化の伝統を伝えるゾーンとして、歩いて楽しめる市街地景観を維持・創出する

狭あいと屈曲した坂道と、その沿道のやきもの工場、窯垣など歴史的な趣が感じられる建築物や工作物を、できる限り原形の状態と保存しながら必要に応じて修景を進め、やきもの文化の景観を保全するとともに歩行者が回遊を楽しめる市街地景観を維持・創出します。

赤津

赤津焼の産地として培われてきた「やきもののまち“せと”」の風情と田園景観が調和した市街地景観を維持・創出する

起伏に富んだ地形の中に点在する天日干しや、赤津瓦屋根などの景観を保全し、低層の街並みや窯元工房が田園と一体となった市街地景観を維持・創出します。また、市街地から眺望できる森林や里山の保全に努めます。

水野

水野川を中心とした自然や田園景観の中に「やきもののまち“せと”」の風情が感じられる市街地景観を維持・創出する

水野川周辺の豊かな自然や田園景観の中で育まれてきたやきもののまちの趣を保全し、やきもののまちが感じられる低層の街並みを維持・創出します。

品野

磁器の産地としても栄えた品野にみられる「やきもののまち“せと”」の風情と周辺の自然景観が調和した市街地景観を維持・創出する

ゆるやかな起伏のある地形に陶磁器工場や問屋が集まる景観と、周辺の山並みや里山など自然景観が一体となった市街地景観を維持・創出します。

(4) 田園景観ゾーン

位置

水野川や矢田川に沿って広がる田園景観が特徴的なゾーン。

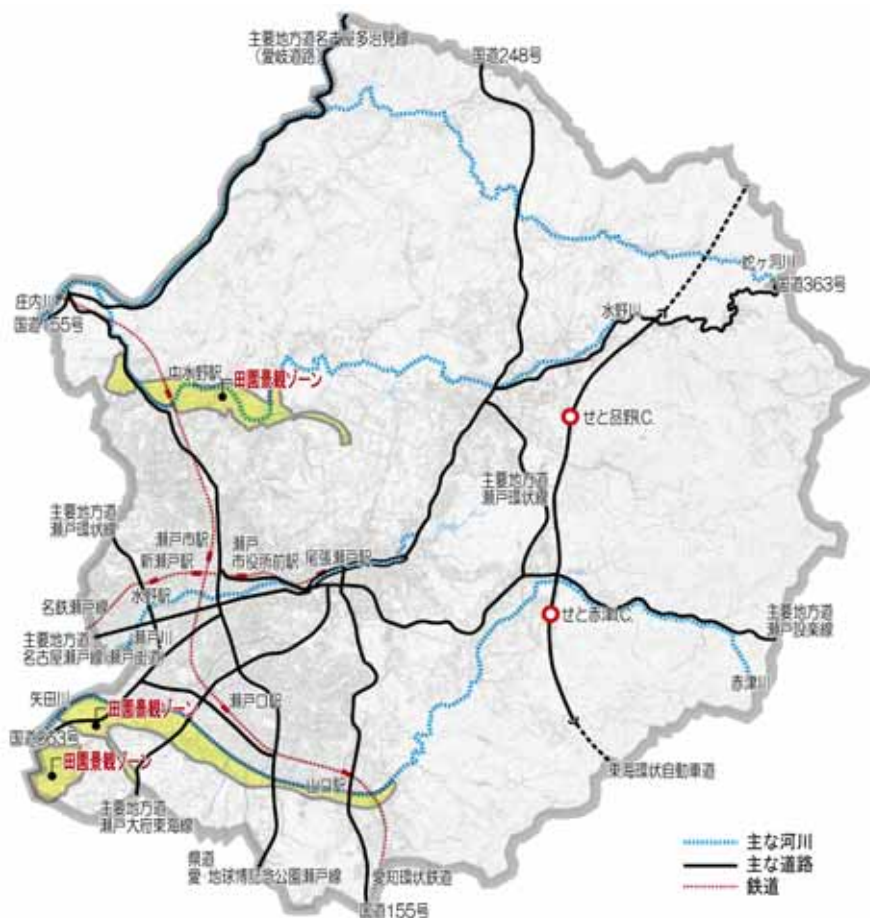


図 4-8 田園景観ゾーンの位置

主な景観資源

田園景観ゾーン内の主な景観資源を以下に示します。

表 4-5 主な景観資源

項目		主な景観資源
核	駅	中水野駅
軸	河川	水野川、矢田川
まとめり	田園	水野川沿いの田園、矢田川沿いの田園

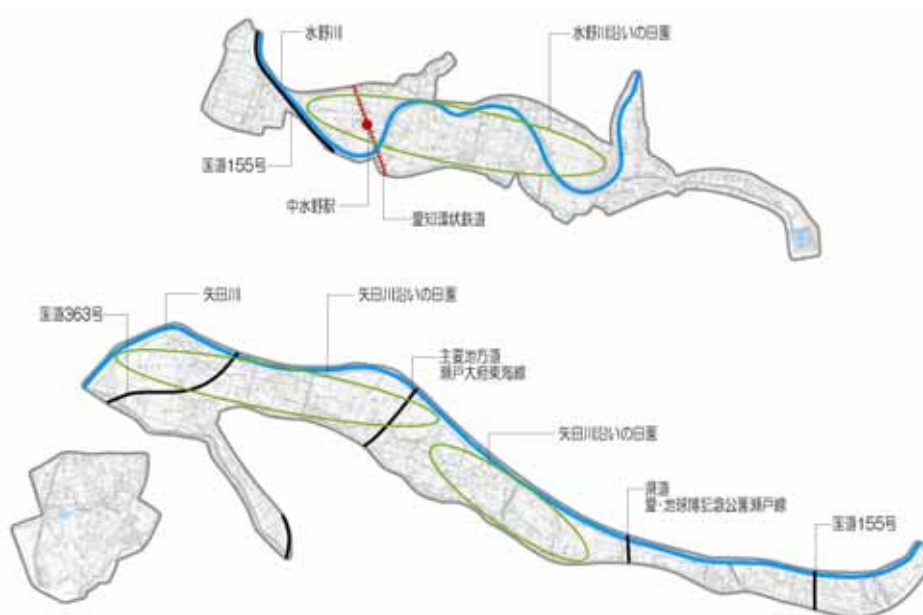


図 4-9 主な景観資源の位置

景観特性

- 河川沿いにまとまった、広がりのある田園景観が見られます。
- 山並みを背景とした自然豊かな趣のある景観が見られます。
- 田植えから稲刈りまでの、四季を通じた変化のある景観が見られます。



写真 4-12 水野川



写真 4-13 矢田川沿いの田園

景観形成の基本方針

田園景観ゾーンの景観形成の基本方針を以下に示します。

河川沿いに広がる美しい田園景観を保全する

水野川や矢田川沿いの広がりある田園において休耕地の活用を検討するなど、河川と一体となった美しい田園景観を保全します。

落ち着いた趣のある美しい田園集落景観を形成する

建築物の高さや屋根の形状など周囲の田園との調和に配慮し、市街地からの良好な遠景としても落ち着いた趣のある美しい田園集落景観を形成します。

(5) 森林里山景観ゾーン

位置

市域の北部から
 東部、南部を囲む
 森林、里山のゾー
 ン。

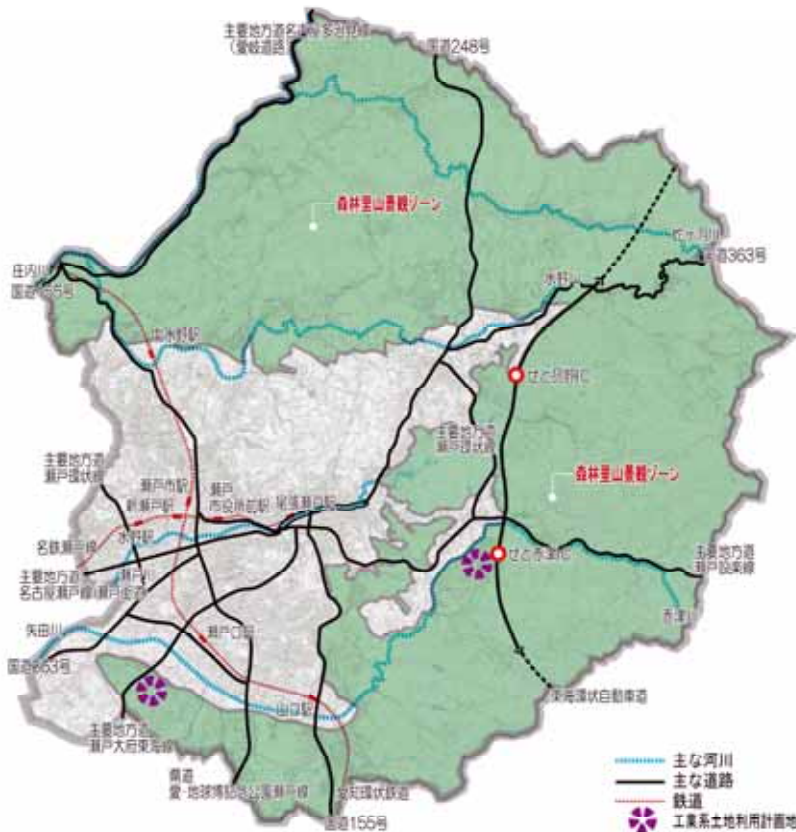


図 4-10 森林里山景観ゾーンの位置

主な景観資源

森林里山景観ゾーン内の主な景観資源を以下に示します。

表 4-6 主な景観資源

項目		主な景観資源
核	社寺・教会	定光寺、浄源寺、雲興寺、大目神社、宝生寺
	公共施設	海上の森センター、愛知県陶磁資料館
	公園	定光寺公園、岩屋堂公園、愛・パーク
	I.C.	せと赤津 I.C.
	その他	城嶺橋、デジタルタワー、天水皿 [※] 、馬ヶ城浄水場
軸	河川	庄内川、蛇ヶ洞川、鳥原川
	道路	東海環状自動車道、主要幹線道路(国道 155・248・363 号)、東海自然歩道
まとめ	山、森	三国山、猿投山、海上の森、ねむの森
	国定公園	愛知高原国定公園
	にぎわい	ほたるの里一般開放、紅葉まつりなどの地域のお祭り・イベント

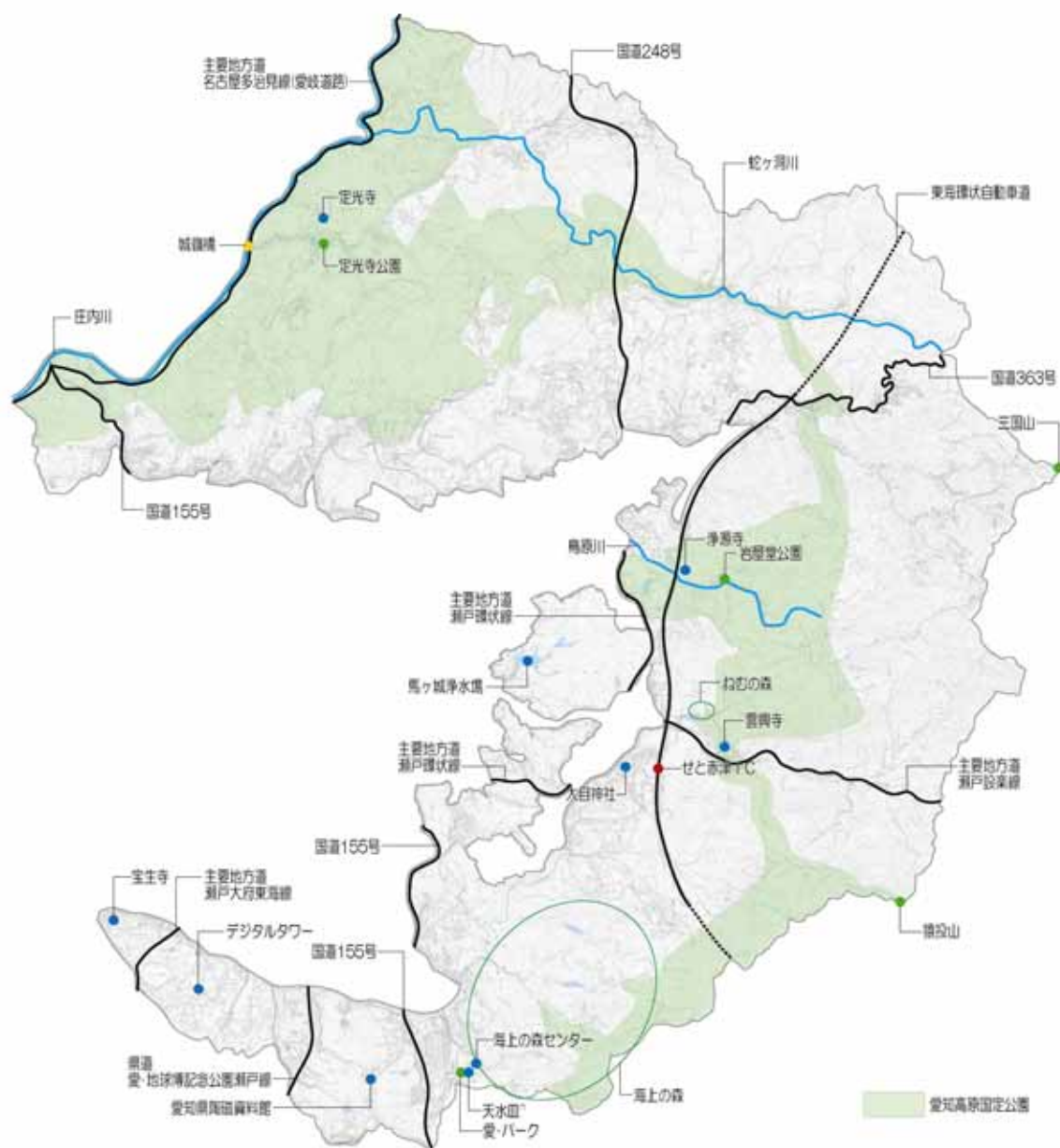


図 4-11 主な景観資源の位置

景観特性

- 市街地の背景となる山並みが広がっています。
- 市街地や住宅地を取り巻く里山となっています。
- 東海環状自動車道の開通により、近年、景観が変わりつつあります。
- 自然に関わる景観資源が豊富であり、観光地も点在しています。



写真 4-14 定光寺公園



写真 4-15 岩屋堂公園



写真 4-16 雲興寺と社寺林



写真 4-17 シデコブシ群落

景観形成の基本方針

森林里山景観ゾーンの景観形成の基本方針を以下に示します。

美しい里山や森林、自然豊かな河川景観を保全する

里山や森林の適切な維持管理、周辺の丘陵地の樹林を含めた里山景観の保全、周辺と一体化した河川景観の保全など、美しい里山や森林、河川景観を保全します。

地域の歴史的資源を活用し、自然景観と調和した趣のある景観を形成する

歴史的な資源の豊かな岩屋堂公園や定光寺公園周辺などでは、自然豊かな景観と調和しつつ、歴史的な趣のある景観を形成します。

周囲の自然景観と調和した緑を復元する

土砂採掘が終了した場所については、地域の植生に配慮した緑の復元を促進するなど、周囲の景観に配慮した自然景観を創出します。

緑の輪郭線としての山並み景観を保全する

市街地から眺望できる斜面緑地や緑の輪郭線となる稜線の樹林は極力保全します。

工業系土地利用においては、敷地内緑化や自然景観との調和を図る

せと赤津 I.C.周辺やデジタルタワー周辺などの工業系土地利用に際しては、積極的に敷地内の緑化や周囲の自然景観との調和を図ります。

(6)工業地景観ゾーン

位置

大規模な工場が集積し、市の中心部に位置する陶土採掘場を含むゾーン。

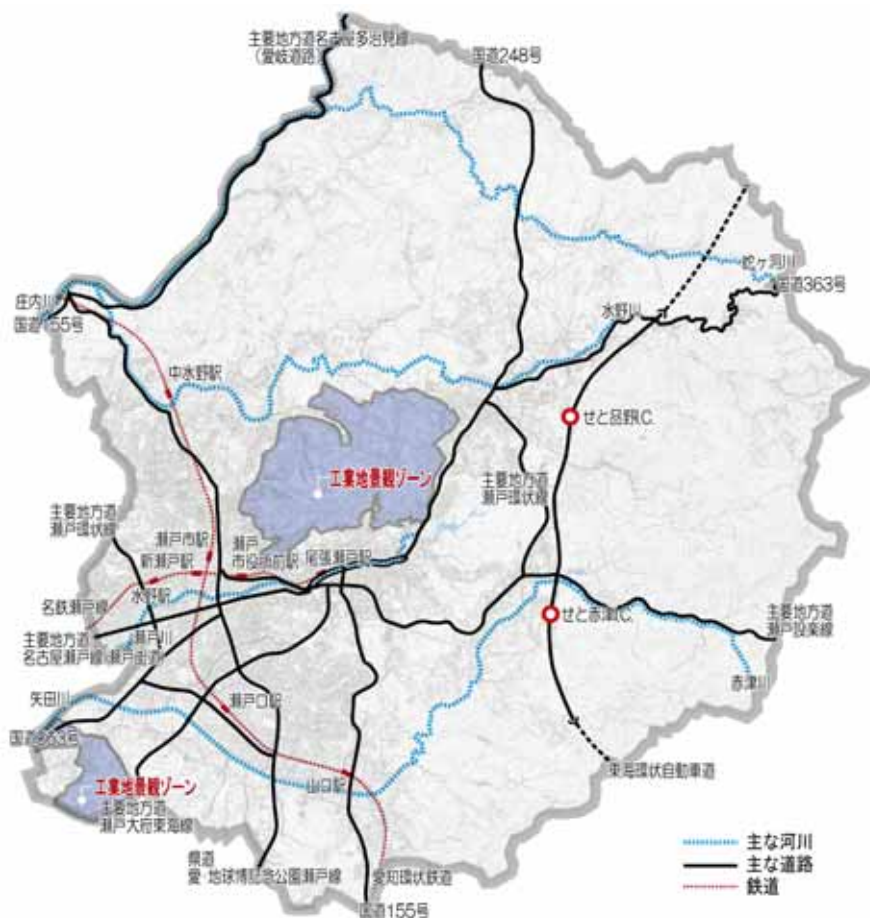


図 4-12 工業地景観ゾーンの位置

主な景観資源

工業地景観ゾーン内の主な景観資源を以下に示します。

表 4-7 主な景観資源

項目		主な景観資源
核	その他	陶土採掘場、品野陶磁器センター
軸	道路	主要幹線道路(国道 363 号)
まとめり	工業団地等	穴田企業団地、暁・暁西部地区工業団地、山の田特別工業地区



図 4-13 主な景観資源の位置

景観特性

- 広大な敷地の区画割りの中に、大規模な工場が立地しています。
- 無機質となりがちな工業地において、計画的に植栽された緑や花々などにより潤いが創出されています。



写真 4-18 暁・暁西部地区工業団地



写真 4-19 山の田特別工業地区

景観形成の基本方針

工業地景観ゾーンの景観形成の基本方針を以下に示します。

周辺の景観と調和した工業地景観を創出する

大規模な施設や面的な広がりを持つ工業地では、建築物の外観などに配慮し、周辺の景観と調和するとともに、圧迫感を極力与えない工業地景観を創出します。

敷地内緑化などにより緑豊かな潤いのある工業地景観を形成する

大規模な施設や面的な広がりを持つ工業地では、敷地内緑化などを促進し、緑豊かな潤いのある工業地景観を形成します。

採掘により失われた緑は、土地利用に応じて緑化を促進する。

大規模な採掘場については、採掘後の土地利用に応じて緑化を促進することにより、周辺の自然と調和した景観を創出します。

4-4 ゾーン別景観形成基準

「4-3 ゾーン別景観形成方針」で示した「④景観形成の基本方針」に基づき良好な景観を形成するため、全ての建築物・工作物における建築行為、開発行為、土石の採取、屋外広告物の表示などの際に各ゾーンにおいて遵守する内容を、地域の特色を考慮した上で、景観形成基準として表 4-8 から表 4-12 までに示します。なお、表 4-8 から表 4-11 の景観形成基準は、景観法第 8 条第 2 項第 3 号に規定する行為の制限に関する事項とします。

表右列の「●」印は、各ゾーンで対象となる景観形成基準を示しています。

(1) 建築物に関する景観形成基準

景観法第 8 条第 2 項第 3 号

表 4-8 景観形成基準(建築物)

せ:せとまちエントランスゾーン 街:せと・街なか景観ゾーン 文:せと・やきもの文化景観ゾーン
田:田園景観ゾーン 森:森林里山景観ゾーン 工:工業地景観ゾーン

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
高さ	・周辺の建築物との連続性を保つよう努め、山並みへの眺望に配慮する。	●	●	●	—	—	—
	・建築物の高さを抑え、周辺の自然景観との調和や山並みへの眺望に配慮する。	—	—	—	●	●	●
配置	・隣接する建築物と壁面位置をそろえるなど、周辺の建築物との連続性を保つよう努める。	●	●	—	—	—	—
	・道路境界と建築物壁面との距離をとり、道路沿いの空間の創出に努める。	●	—	—	—	—	—
	・周囲に圧迫感を与えない建築物の配置に努める。	●	●	●	●	●	●
	・現況の地形や既存の樹木などを活かす建築物の配置に努める。	—	●	●	●	●	●
色彩	・にぎわいの創出を意識するとともに、周囲の景観との調和に配慮する。 ・使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲となるよう努める。 ・色相が 0R～10YR を用いる場合は、彩度 6 以下とする。 ・色相が 0.1Y～10Y を用いる場合は、彩度 4 以下とする。 ・上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。 ・ただし、見付面積の 10%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。	●	●	—	—	—	●
	・周囲の自然景観や街並みとの調和に配慮する。 ・使用する色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲となるよう努める。 ・色相が 0R～10Y を用いる場合は、彩度 4 以下とする。 ・上記以外の色相を用いる場合は、彩度 2 以下とする。 ・ただし、見付面積の 5%以下の範囲で用いる場合は、この限りではない。	—	—	●	●	●	—

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
形状・外観・素材	・建築物の形状・外観は、周辺の街並みや自然景観との調和に配慮し、周囲に圧迫感を与えないよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・屋根、外壁等の仕上げは、地域の景観特性に合わせた素材の活用に努める。	●	—	●	—	—	—
	・やきものを用いるなど、「やきものまち“せと”」を表現するよう工夫する。	●	●	●	—	—	—
	・商業地においては、ショーウィンドウなど道路沿いの外観を工夫し、にぎわいの創出に努める。	●	●	—	—	—	—
	・バルコニー、ベランダ、テラスなどは、建築物との調和に配慮した上で、沿道景観のアクセントとなるよう工夫する。	●	●	●	—	—	—
	・洗濯物などの干し物が、道路等の公共空間から見えにくくなるよう、バルコニーの形態や植栽などを工夫する。	●	●	●	—	—	—
建築設備	・室外機や配管設備等は、道路等の公共空間から見えにくくするよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・室外機や配管設備等が道路等の公共空間から見える場合は、建築物外観と調和した囲いや緑化などにより、見えにくくするよう努める。	●	—	—	—	—	—
外構・緑化	・道路境界沿いへの塀や柵などの設置を避け、道路沿いの空間の創出に努める。	●	—	—	—	—	—
	・門、塀、垣、柵を設ける場合は、生垣もしくは板塀またはやきものを使用するなど、地域の特色などに配慮する。	●	●	●	—	—	—
	・建築物の周囲は、歩行者の視線を意識して、樹木や草花による四季の変化が感じられる空間の創出に努める。	●	●	●	—	—	—
	・敷地内は、植樹などによる緑化に努める。	●	●	●	●	●	●
駐車場	・大規模な駐車場では、植樹などによる敷地内の緑化に努める。	●	●	●	●	●	●
維持管理	・建築物の美観が保たれるよう、維持管理に配慮する。	●	●	●	●	●	●

(2) 工作物に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

表 4-9 景観形成基準(工作物) せ:せとまちエントランスゾーン 街:せと・街なか景観ゾーン 文:せと・やきもの文化景観ゾーン
 田:田園景観ゾーン 森:森林里山景観ゾーン 工:工業地景観ゾーン

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
擁壁	・擁壁の規模(高さ・幅)を抑えるよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・形態の工夫や緑化等により、圧迫感を軽減するよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・仕上げは、石材ややきものを用いるなど、「やきものまちなち“せと”」を表現するよう工夫する。	●	●	●	—	—	—
その他	・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周囲の景観との調和を図るよう色彩、形状及び配置に配慮する。	●	●	●	●	●	●
	・ランドマーク的な要素となりうる工作物は、周囲からの見え方を考慮し、良質なデザインとなるよう配慮する。	●	●	●	●	●	●

※ 「工作物」とは、土地又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもののうち、建築物及び屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件を含む。以下同じ)以外のもので次に掲げるものをいう。

- ・擁壁
- ・鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- ・煙突、塔、高架水槽その他これらに類するもの
- ・コンクリートプラント、貯蔵施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの
- ・自動車車庫の用途に供する立体的な施設その他これに類するもの
- ・人形、銅像等のモニュメントその他これらに類するもの
- ・昇降機、観覧車その他これらに類するもの
- ・垣、さく、花壇、塀、門その他これらに類するもの
- ・街灯、照明灯その他これらに類するもの

(3) 開発行為に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

表 4-10 景観形成基準(開発行為) せ:せとまちエントランスゾーン 街:せと・街なか景観ゾーン 文:せと・やきもの文化景観ゾーン
 田:田園景観ゾーン 森:森林里山景観ゾーン 工:工業地景観ゾーン

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
形態	・地形の現況を活かすよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・擁壁や法面の規模(高さ・幅)を抑えるよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・擁壁や法面は、形態の工夫や緑化等により、圧迫感を軽減するよう努める。	●	●	●	●	●	●
緑化	・法面や敷地外周等は緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。	●	●	●	●	●	●
	・敷地内にシンボルとなる樹木がある場合は、保全・活用に努める。	●	●	●	●	●	●

※ 「開発行為」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。

(4)土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に関する景観形成基準

景観法第8条第2項第3号

表 4-11 景観形成基準(土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更)

せ:せとまちエントランスゾーン 街:せと・街なか景観ゾーン 文:せと・やきもの文化景観ゾーン
 田:田園景観ゾーン 森:森林里山景観ゾーン 工:工業地景観ゾーン

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
周囲への配慮	・行為位置の工夫、遮蔽板や既存樹木などにより、景観に配慮する。	●	●	●	●	●	●
緑化	・樹木の伐採は、必要最小限度に抑える。	●	●	●	●	●	●
	・市街地等から容易に眺められる山の稜線や山腹等、景観上重要な場所では、森林や里山の保全に配慮する。	—	—	—	—	●	—
	・採取及び掘採後は、緑地の創出に努める。	●	●	●	●	●	●
	・採取及び掘採後は、可能な限り早い段階で植栽するなど、裸地のまま放置しないよう配慮する。	●	●	●	●	●	●
	・採取及び掘採後の植栽にあたっては、周囲の植生に配慮する。	—	—	—	—	●	●

(5)屋外広告物に関する景観形成基準

屋外広告物は、愛知県屋外広告物条例(昭和39年7月6日愛知県条例第56号)に加え、下表に示す景観形成基準を遵守することが必要です。

表 4-12 景観形成基準(屋外広告物) せ:せとまちエントランスゾーン 街:せと・街なか景観ゾーン 文:せと・やきもの文化景観ゾーン
 田:田園景観ゾーン 森:森林里山景観ゾーン 工:工業地景観ゾーン

項目	景観形成基準	せ	街	文	田	森	工
色彩	・蛍光色や高彩度色は使用しないよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・けばけばしい電飾、レーザー光線、サーチライト等の遠方へ光を投射するものは使用しないよう努める。	●	●	●	●	●	●
形態	・同一広告は避け、極力集約化し、掲示内容は、図化や文字数を減らすなど簡素化し、面積を必要最小限とするよう努める。	●	●	●	●	●	●
	・遠方の山並みや田園等の良好な自然景観を遮ることのないよう、眺望が良い場所での設置は控える。	●	●	●	●	●	●
	・建築物と同一敷地内に立てられる広告物は、建築物との調和や、周囲の街並み景観との調和に配慮する。	●	●	●	●	●	●
	・屋上への広告物や突き出し広告の設置は極力控え、建築物の壁面などに一体的なデザインとして取り入れるよう配慮する。	●	●	●	●	●	●

4-5 届出対象行為

一定規模以上の建築行為や開発行為などは、周囲の景観に及ぼす影響が大きいと考えられることから、市と景観に関する協議を行っていただきます。表 4-13 から表 4-17 までに示す行為の際には、景観法及び瀬戸市景観条例に基づいて市に届出が必要です。

(1) 建築物に関する届出対象行為

表 4-13 届出対象行為(建築物)

項目		届出対象行為	
		ア 建築物のすべてが工業地域又は工業専用地域にある場合	イ 左記以外の場合
建築物棟単位	新築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの ①高さが 12m を超えるもの ②建築面積が 1,000 m² を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの ①高さが 12m を超えるもの ②建築面積が 500 m² を超えるもの
	増築	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの ①高さを変更する場合、増築後の高さが 12m を超えるもの ②増築部分の建築面積が 1,000 m² を超えるもの ③増築後の建築面積が 1,000 m² を超え、かつ、増築部分の建築面積が、増築後の建築面積の 1/3 を超えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの ①高さを変更する場合、増築後の高さが 12m を超えるもの ②増築部分の建築面積が 500 m² を超えるもの ③増築後の建築面積が 500 m² を超え、かつ、増築部分の建築面積が、増築後の建築面積の 1/3 を超えるもの
	外観変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの ①高さが 12m を超え、かつ、見付面積全体の 1/3 を超えて変更するもの ②建築面積が 1,000 m² を超え、かつ、見付面積全体の 1/3 を超えて変更するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかに該当するもの ①高さが 12m を超え、かつ、見付面積全体の 1/3 を超えて変更するもの ②建築面積が 500 m² を超え、かつ、見付面積全体の 1/3 を超えて変更するもの

※1 「工業地域」又は「工業専用地域」とは、それぞれ都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業地域又は工業専用地域をいう。

※2 「見付面積全体」とは、建築物等の各面における鉛直投影面積の合計をいう。

(2) 工作物に関する届出対象行為

表 4-14 届出対象行為(工作物)

項目		届出対象行為	
工作物	新設、改築、移転	・下記の①～③のいずれかに該当するもの	
		①擁壁	<input type="checkbox"/> 高さが 5m を超えるもの
		②電気供給、通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの	<input type="checkbox"/> 高さが 15m を超えるもの <input type="checkbox"/> 建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが 5m を超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが 15m を超えるもの
	③上記以外の工作物	<input type="checkbox"/> 高さが 12m を超えるもの <input type="checkbox"/> 建築物と一体となっている場合は、工作物自体の高さが 5m を超え、かつ、地盤面から当該工作物上端までの高さが 12m を超えるもの	
増築	・増築後の工作物が、上記の①～③に規定する各工作物の数値基準のいずれかを超え、かつ、増築部分の見付面積全体が増築後の見付面積全体の 1/3 を超えて増築するもの		
外観変更を伴う修繕・模様替、色彩の変更	・上記の①～③に規定する各工作物の数値基準のいずれかを超え、かつ、既設工作物の見付面積全体の 1/3 を超えて変更するもの		

(3) 開発行為に関する届出対象行為

表 4-15 届出対象行為(開発行為)

項目	届出対象行為
開発行為	・行為に係る土地の面積が 3,000 m ² 以上のもの

※ 区域の拡大等により、全体で 3,000 m² 以上の面積となるものも対象とする。

(4) 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更に関する届出対象行為

表 4-16 届出対象行為(土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更)

項目	届出対象行為
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	・行為に係る土地の面積が 3,000 m ² 以上のもの

※ 区域の拡大等により、全体で 3,000 m² 以上の面積となるものも対象とする。

(5) 屋外広告物に関する届出対象行為

屋外広告物は、愛知県屋外広告物条例を遵守した上で、下表に示す行為の際には、瀬戸市景観条例に基づいて市に届出が必要です。

表 4-17 届出対象行為(屋外広告物)

項目		届出対象行為
屋外 広告物	表示、設置	・次のいずれかに該当するもの ①地盤面から屋外広告物上端までの高さが10mを超えるもの ②広告表示面積が35㎡を超えるもの
	表示内容・形状・位置等の変更、改造	・変更後の屋外広告物が、上記の①、②に規定する数値基準のいずれかを超え、かつ、変更部分の広告表示面積が変更後の広告表示面積の1/3を超えて変更するもの

※1 愛知県屋外広告物条例の規定により許可を要しないものについては、届出対象行為から除外する。

※2 「広告表示面積」とは、広告物等に複数の表示面がある場合、その広告物等を一方向から同時に見ることができる表示面の合計面積が最大となるときに当該合計面積(最大可視面積)をいう。

(6) 届出の適用除外

景観法第16条第7項に定められた行為は、表4-13から表4-16に示した届出対象行為に関わらず、届出が不要です。届出の適用除外行為について、以下に概要を示します。

- ① 通常管理行為、軽易な行為 その他の行為で政令で定めるもの
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 景観重要建造物について、市長の許可を受けて行う行為
- ④ 景観計画に定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- ⑤ 景観重要公共施設について、道路占用などの許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- ⑥ 景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地区域内において、許可を受けて行う開発行為
- ⑦ 国立公園又は国定公園の区域内において、許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- ⑧ 景観地区内で行う建築物の建築等
- ⑨ 景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
- ⑩ 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- ⑪ その他政令又は条例で定める行為

5. 景観重点地区

5-1 景観重点地区の指定

景観重点地区とは、地域住民に親しまれた良好な景観を将来にわたって「守り、創り、育てる」ために指定し、より積極的な景観形成を図る地区です。地域住民との協議を通じて、明確な範囲や地区における目標景観像、地区内での景観形成基準、届出対象行為などを定めます。

下図に示す洞地区は、平成12年に瀬戸市都市景観条例に基づき都市景観形成重点地区に指定されていることから、当該地区を景観重点地区とします。

下図に示す景観重点地区(洞地区)内で建築行為などを行う際には、「4-4 ゾーン別景観形成基準」に示した、当該地区が位置するゾーンの景観形成方針を踏まえ、景観形成基準に遵守した上で、さらに重点地区としての美しい景観形成を図るため、「5-2 目標景観像と景観形成基準」を守ることが必要です。

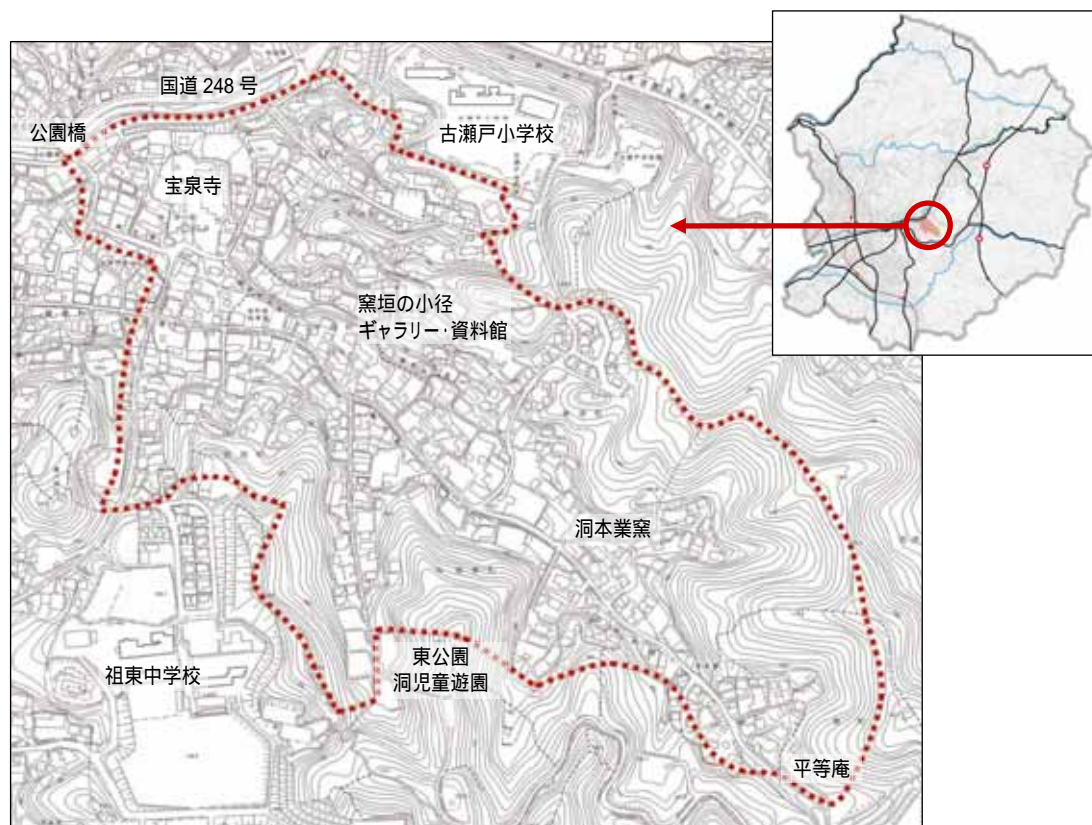


図 5-1 景観重点地区(洞地区)



写真 5-1 洞本業窯



写真 5-2 窯垣の小径資料館



写真 5-3 窯垣の小径

5-2 目標景観像と景観形成基準

(1) 目標景観像

やきものづくりの伝統と文化が薫る美しく誇り高き洞地区



写真 5-4 洞街道と家並み



写真 5-5 窯垣の小径沿いの民家の垣

(2) 景観形成基準

景観重点地区(洞地区)内における建築物や工作物などに対する景観形成基準は、「すべての人が取り組む基準(景観法等に基づく基準)」と「積極的に取り組む際の推奨基準」の2つからなり、以下に示すとおりです。

表 5-1 すべての人が取り組む基準(景観法等に基づく基準)

項目		景観形成基準	
建築物	全体	高さ	■2階以下が望ましく、隣り合う建物の高さとの調和を図るものとする。
		構造	■規模、形態を周囲の景観に調和したものとし、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。
	屋根	形態	■傾斜屋根を基本とし、周囲の建物との調和を図るものとする。
		材料と色調	■周囲の建物との調和を図るものとする。
	外壁	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	
	玄関周り・出入口	■同上	
建築設備	■道路などの公共空間から直接見えにくくするとともに、建物本体との調和を図る。		
工作物	門・垣・塀	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	
	駐車場	■同上	
	自動販売機	■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。 (茶系や濃灰色等の落ち着いた色を用い、かつ、街並みの調和に配慮した位置に設置する。)	
開土石の採取等 ・ ・	土地の形質の変更	■新たな土地の形質の変更は行わない。但し、やむを得ず変更し擁壁や法面が生じる場合は、周囲の自然景観や歴史的な趣との調和に十分配慮すること。 ■空地が生じた場合は、周囲の景観を著しく損なわないよう維持管理を行うこと。	
	木竹の伐採・植栽	■地区の景観を支えている木竹は維持管理に極力努め、また、新たに植栽する場合は、周囲の景観に調和する樹種及び配置とすること。	
屋外広告物		■形状、色調、材質等は、歴史的な趣を著しく損なわないものとする。	

※1 上表の景観形成基準は、屋外広告物を除き、景観法第8条第2項第3号に規定する行為の制限に関する事項とする。

※2 上表の「土石の採取等」とは、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更をいう。

※3 屋外広告物は、愛知県屋外広告物条例に加え、上表に示す景観形成基準を遵守する必要があります。

表 5-2 積極的に取り組む際の推奨基準

項目		景観形成基準		
		住宅・商業店舗	工場・事務所	
建築物	全体	高さ	■2階以下を基本とする。	■同左
		構造	■木造を基本とし、歴史的な趣を損なわないものとする。	■歴史的な趣を損なわないものとする。
	屋根	形態	■切妻屋根を基本(妻入り、平入りの形式を問わない)とし、4～5寸勾配を標準とする。	■傾斜屋根を基本とし、周囲の建物との調和を図るものとする。
		材料と色調	■黒色や銀灰色の日本瓦葺きとする。	■外壁等外観の他の色彩とのバランスに配慮し、黒色や灰色又は茶色等の濃暗色を用いる。
	外壁	■木又は木目調の建材を用いた仕上げとする。 ■土壁又は漆喰塗りの仕上げとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	■屋根等外観の他の色彩とのバランスに配慮し、材質の特徴を活かし、落ち着きのあるものとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	
	玄関周り・出入口	■玄関ポーチやアプローチ等の床材は、やきものを用いたデザインを基本とする。	■同左	
	建築設備	■道路などの公共空間から直接見えないように配慮する。 ■公共空間から見える場合は、木又は木目調の建材もしくはやきものを用いた目隠板(壁や格子)等の囲いを設けて建物本体との調和を図る。	■同左	
工作物	門・垣・塀	■板塀又は窯垣とする。 ■生垣等樹木を用いたものとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	■同左	
	駐車場	■茶系やグレー系等の落ち着きのある色を用いたり、やきものを用いたデザインとする。	■同左	
屋外広告物		■木又は木目調の建材もしくは布などで、歴史的な趣を演出するデザインとする。 ■やきものを用いたデザインとする。	■同左	

5-3 届出対象行為

景観重点地区(洞地区)内で下表のいずれかに当てはまる行為を行う際には、市に届出が必要です。

ただし、下表のうち、屋外広告物を除く行為で、「4-5 届出対象行為」の「(6)届出の適用除外」に該当する行為は、届出が不要です。

表 5-3 届出対象行為

項目		行為
建築物	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模にかかわらず全ての行為。
工作物	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	規模にかかわらず全ての行為。
開発行為		規模にかかわらず全ての行為。
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		規模にかかわらず全ての行為。
屋外広告物		規模にかかわらず全ての行為。

※1 屋外広告物は、愛知県屋外広告物条例を遵守した上で、上表に示す行為の際には、瀬戸市景観条例に基づいて市に届出が必要です。

※2 上表の屋外広告物届出対象行為の内、愛知県屋外広告物条例の規定により許可を要しないものについては、届出対象行為から除外する。

5-4 景観重点地区の候補地

下図に示す範囲を景観重点地区の候補地とし、今後、地域住民などとの調整を図った上で、景観形成に関する取組みなどを検討していきます。

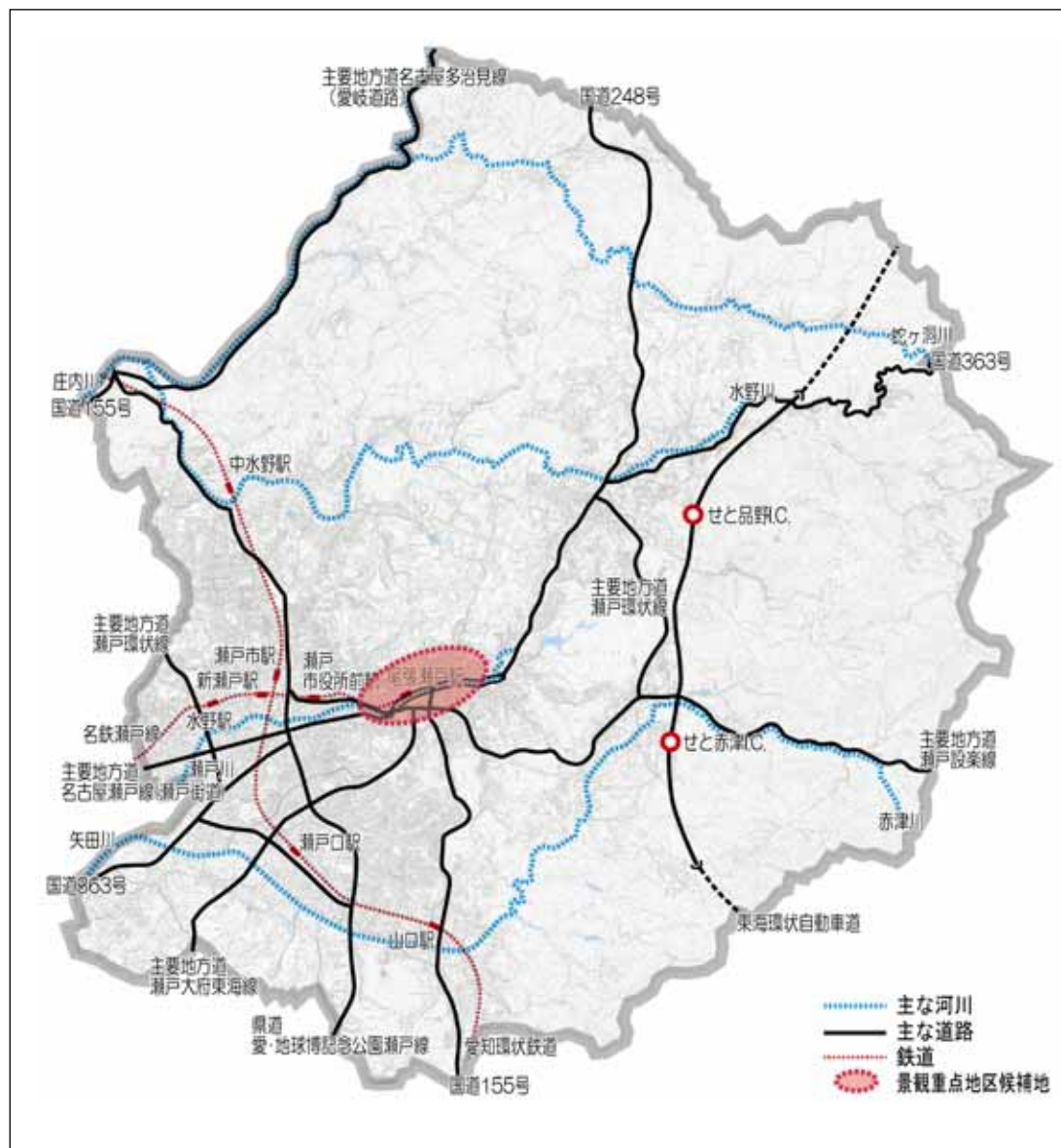


図 5-2 景観重点地区(候補地)

その他にも定光寺公園や岩屋堂公園、やきもの交流拠点など景観重点地区として指定することが望ましい地区については、随時検討していきます。

6. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

6-1 景観重要建造物の指定の方針

(1) 指定の方針

歴史的または芸術的価値の高さにこだわるものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な建造物を、景観法に基づく景観重要建造物として指定します。

このため、建築年代は比較的新しくても、地域の良好な景観形成にとって重要な建造物や、市民に親しまれている建造物なども指定の対象とします。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する建造物を対象として検討し、所有者の意見を聞いた上で景観重要建造物に指定します。

- ① やきもの文化を強く印象付ける建造物
- ② 地域における歴史や文化を後世に伝える建造物
- ③ 登録有形文化財※に登録されている建造物
- ④ 地域の良好な景観形成の規範となる建造物
- ⑤ 市民に広く愛され、親しまれている建造物

(3) 指定後の保全・活用の考え方

景観重要建造物に指定された建造物の保全・活用の考え方を以下に示します。

- 指定された建造物の保全に努めます。
- 指定された建造物の周囲で行われる建築行為等に関しては、当該建造物との調和に努めます。
- 指定された建造物は、適正な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。

※登録有形文化財

建築物、土木構造物及びその他の工作物(重要文化財及び文化財保護法第 182 条第 2 項に規定する指定を地方公共団体がやっているものを除く。)のうち、原則として建設後 50 年を経過し、かつ、次の①～③のいずれかに該当するもの。

- ① 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- ② 造形の規範となっているもの
- ③ 再現することが容易でないもの

なお、市内では、国の登録有形文化財として、雲興寺鐘楼と瀬戸永泉教会礼拝堂が登録されています。

(平成 22 年 6 月 1 日現在)



写真 6-1 やきもの文化を強く印象付ける建造物の例 (一里塚本業窯)



写真 6-2 登録有形文化財に登録されている建造物の例 (雲興寺鐘楼)



写真 6-3 登録有形文化財に登録されている建造物の例 (瀬戸永泉教会礼拝堂)

6-2 景観重要樹木の指定の方針

(1) 指定の方針

歴史的または文化的価値の高さにこだわるものではなく、地域の良好な景観を守り、育むという観点から重要な樹木を、景観法に基づく景観重要樹木として指定します。

(2) 指定基準

道路や公園などの公共空間から容易に見ることができ、以下に示す項目のいずれかに該当する樹木を対象として検討し、所有者の意見を聞いた上で景観重要樹木に指定します。

- ① 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- ② 市民に広く愛され、親しまれている樹木
- ③ 昔からの伝承があり、地域の遺産としての価値がある樹木

(3) 指定後の保全・活用の考え方

景観重要樹木に指定された樹木の保全・活用の考え方を以下に示します。

- 指定された樹木の保全に努めます。
- 指定された樹木の周囲で行われる建築行為等に関しては、当該樹木との調和に努めます。
- 指定された樹木は、適正な維持管理に努めるとともに、その活用を図ります。

7. 景観重要公共施設の整備に関する事項

7-1 景観重要公共施設の指定の方針

良好な景観を形成していくためには、建築物などと同様、道路・河川・公園などの公共施設も重要な要素です。

このため、地域の骨格となる景観で、本市における景観の形成においても特に重要な公共施設を、景観法に基づく景観重要公共施設として指定します。

7-2 景観重要公共施設の指定と整備方針

(1) 景観重要公共施設の指定（尾張瀬戸駅周辺）

名鉄尾張瀬戸駅周辺は、せともの祭や陶祖まつりの会場となるなど、来訪者が「やきものまち“せと”」の印象を強く受ける場所であるとともに、市民意識においても景観への関心が非常に高い場所であることから、「せとまちエントランスゾーン」として産業観光都市の玄関口となる景観を創出していきます。

このゾーンの中央部東西方向には、県道定光寺山脇線（都市計画道路瀬戸川プロムナード線）と瀬戸川が位置し、本市を印象付ける景観上重要な公共施設となっています。

県道定光寺山脇線沿線には、やきものなどの店舗が軒を連ね、愛・地球博の開催とあわせて道路の拡幅や電線類の地中化、窯神橋の架け替え等が行われ、広がりのある景観が創出されています。さらに同時期に、「パーティせと」、「瀬戸蔵」の商業・文化・観光の複合施設や駅舎、駅前広場が整備されるなど、本市の“顔”としての性格を一層強めています。

また、瀬戸川では織部・黄瀬戸等の陶板やタイルで護岸や橋梁を装飾するなど、「瀬戸らしい」景観が形成されている一方、中心市街地において自然を身近に親しむことのできる貴重な自然空間として、広く市民に親しまれています。

これらのことから、本市の骨格となる景観であるとともに、「やきものまち“せと”」を象徴する重要な景観である図 7-1 に示す範囲の内、表 7-1 の公共施設を景観重要公共施設に指定します。



写真 7-1 県道定光寺山脇線



写真 7-2 一級河川瀬戸川

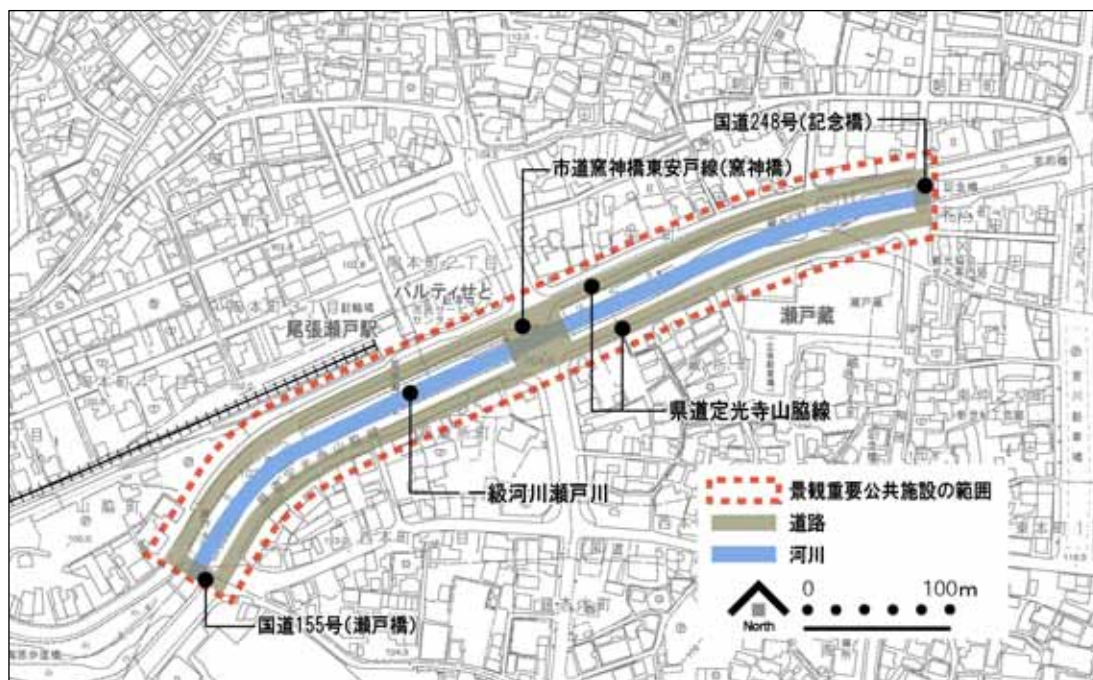


図 7-1 景観重要公共施設の範囲

表 7-1 景観重要公共施設一覧

公共施設の名称[管理者]	
道路	県道定光寺山脇線（瀬戸橋下流側～記念橋上流側）[県] 国道 155 号（瀬戸橋）[県] 国道 248 号（記念橋）[県] 市道窯神橋東安戸線（窯神橋）[市]
河川	一級河川瀬戸川（瀬戸橋下流側～記念橋上流側）[県]

(2)景観重要公共施設の整備方針

道路の整備方針

道路の整備に関しては、次の方針によるものとします。

- ◎歩道のバリアフリー化や電線類の地中化など、歩行者の安全・安心と快適性に配慮した構造、仕上げとする。
- ◎「やきもののまち“せと”」のシンボルロードとして、風格ある景観の形成と商業地としての賑わいと活気の創出に配慮する。
- ◎歩道や高欄に陶板やタイルを使用するなど、歩行者が「やきもののまち“せと”」を感じられるよう配慮する。
- ◎背景となる山並みへの眺望に配慮するとともに、瀬戸川と一体的な広がりを感じられるよう配慮する。
- ◎道路の仕上げや交通安全施設（防護柵、標識、照明施設等）は、沿道の建築物等による街並みと調和したデザイン、色彩に配慮する。

河川の整備方針

河川の整備に関しては、次の方針によるものとします。

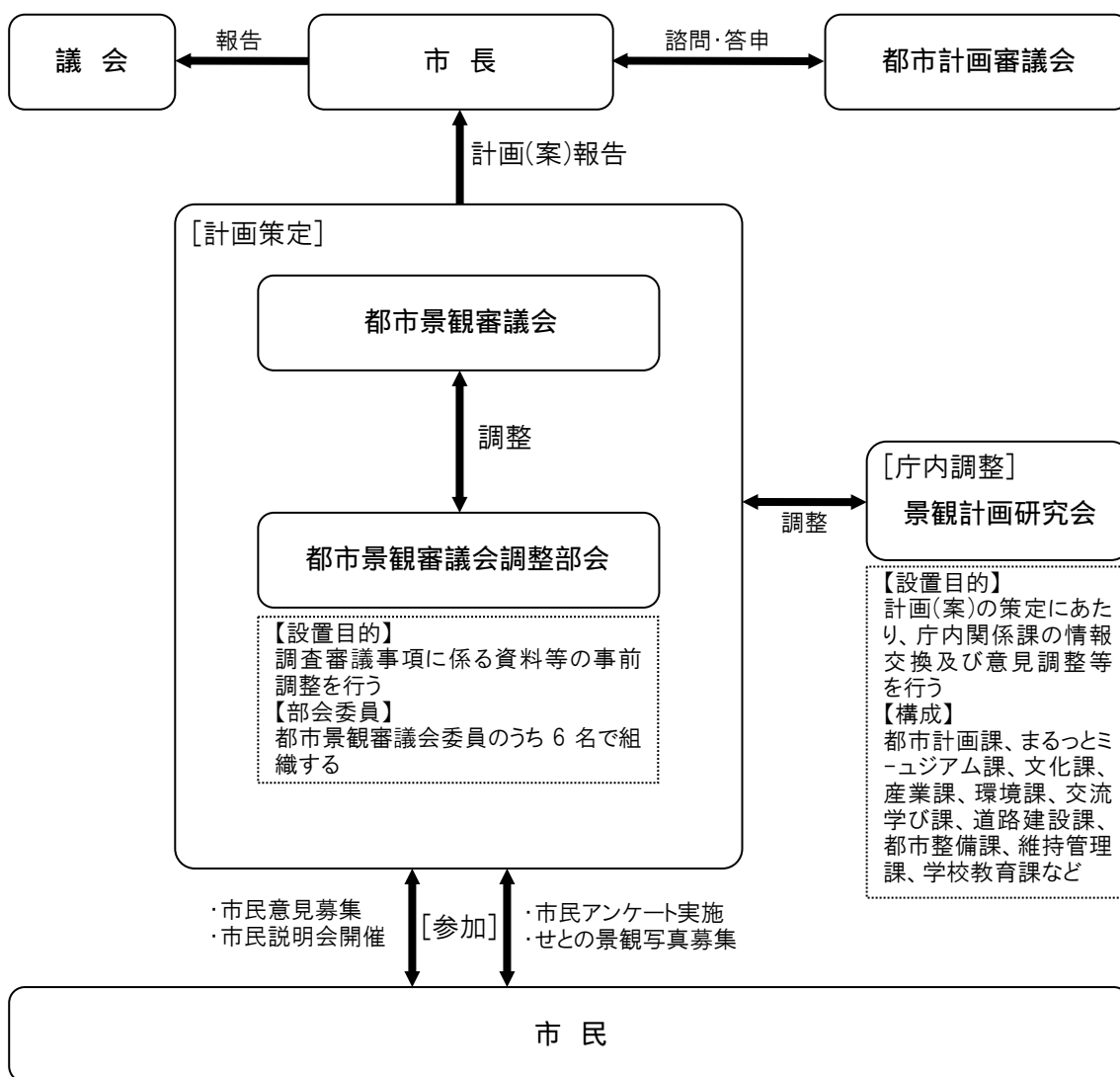
- ◎堤防法面への植栽など、緑豊かで四季の移り変わりが感じられるよう配慮する。
- ◎多自然川づくりの推進や散策路の設置など、歩行者が潤いと安らぎを身近に感じられるよう配慮する。
- ◎兩岸の一体感、周辺の街並みとの調和、背景となる山並みへの眺望に配慮する。

資料

資料

1 策定体制・経過

(1) 策定体制



(2)策定経過

平成 19 年	
2 月 21 日	第 1 回都市景観審議会
6 月 12 日	第 1 回景観計画研究会
6 月 25 日	第 1 回都市景観審議会調整部会
7 月 20 日～8 月 10 日	景観まちづくり市民アンケート
10 月 16 日	第 2 回都市景観審議会
12 月 13 日、21 日	第 3 回都市景観審議会(現地調査)

平成 20 年	
2 月 5 日	第 2 回景観計画研究会
4 月 24 日	第 4 回都市景観審議会
7 月 2 日	第 3 回景観計画研究会

平成 21 年	
1 月 23 日	第 2 回都市景観審議会調整部会
3 月 3 日	第 5 回都市景観審議会
4 月 23 日	第 4 回景観計画研究会
7 月 15 日	第 5 回景観計画研究会
8 月 5 日	第 3 回都市景観審議会調整部会
9 月 8 日	第 6 回都市景観審議会
10 月 1 日～10 月 30 日	せとの景観写真募集
10 月 13 日～10 月 30 日	計画(案)市民意見募集
10 月 16 日、18 日	計画(案)説明会
12 月 1 日	第 6 回景観計画研究会
12 月 16 日	第 4 回都市景観審議会調整部会

平成 22 年	
2 月 1 日	第 7 回都市景観審議会
4 月 26 日	都市計画審議会

(3)瀬戸市都市景観審議会委員名簿

(平成 22 年 3 月 1 日時点、順不同、敬称略)

職名	氏名	所属等
会長	林 金之	愛知工業大学 工学部 建築学科 元教授
委員	建部 英博	愛知工業大学 名誉教授
委員	山口 まち子	名古屋造形大学 造形学部 平面デザイン系研究室 教授
委員	今井 瑾郎	愛知県立芸術大学 美術学部 彫刻専攻 教授
委員	高橋 洋子	南山大学 情報理工学部 情報システム数理学科 准教授
委員	杉山 仁朗 (早稻田 精一) (青山 春二)	瀬戸商工会議所副会頭
委員	大澤 健	愛知県陶磁器工業協同組合副理事長
委員	河本 篤 (山内 義則)	瀬戸市商店街連合会副会長
委員	亀井 勝	瀬戸市文化協会会長
委員	米谷 雅弘 (伊藤 京子)	愛知建築士会瀬戸支部長
委員	荒井 義機	市民委員
委員	ジョン ギャスライト	市民委員
委員	鈴木 政成	市民委員
委員	三輪 邦夫	市民委員
委員	若杉 スエ	市民委員

※ ()内は前任者

(4)瀬戸市都市景観審議会調整部会委員名簿

(平成 22 年 3 月 1 日時点、順不同、敬称略)

職名	氏名	所属等
部会長	建部 英博	愛知工業大学 名誉教授
委員	山口 まち子	名古屋造形大学 造形学部 平面デザイン系研究室 教授
委員	荒井 義機	市民委員
委員	鈴木 政成	市民委員
委員	三輪 邦夫	市民委員
委員	若杉 スエ	市民委員

2 景観まちづくり市民アンケート調査結果(概要)

(1)調査目的

瀬戸市景観計画の策定にあたり、市民の景観まちづくりに関する意向を把握しました。

(2)調査対象

平成 19 年 7 月 1 日時点の 20 歳以上の市民

(3)抽出方法

連区を参考として市域を 10 地域に分け(下図参照)、各地域 300 人(計 3,000 人)を無作為に抽出しました。

(4)調査方法

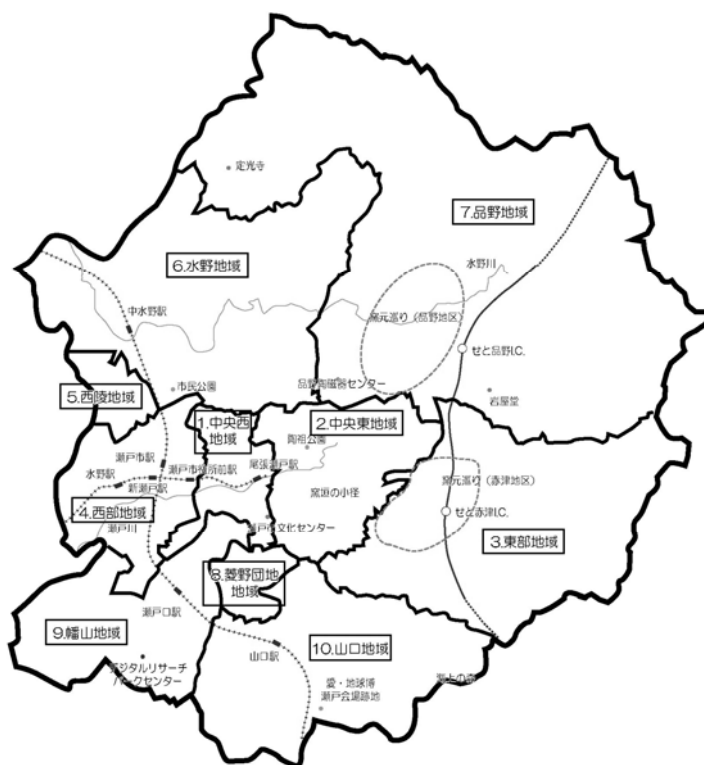
郵送配布、郵送回収

(5)調査期間

平成 19 年 7 月 20 日から 8 月 10 日まで

(6)回収数・率

地域名	回収数	回収率
中央西	96	32.0%
中央東	94	31.3%
東部	86	28.7%
西部	89	29.7%
西陵	109	36.3%
水野	87	29.0%
品野	101	33.7%
菱野団地	77	25.7%
幡山	78	26.0%
山口	90	30.0%
合計	907	30.2%



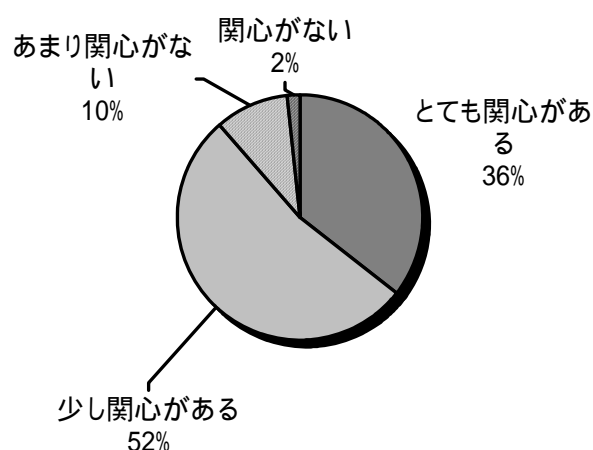
地域区分図

(7)設問別調査結果(概要)

ア 景観への関心

問. あなたは、まちなみや自然などの景観に日頃から関心がありますか。

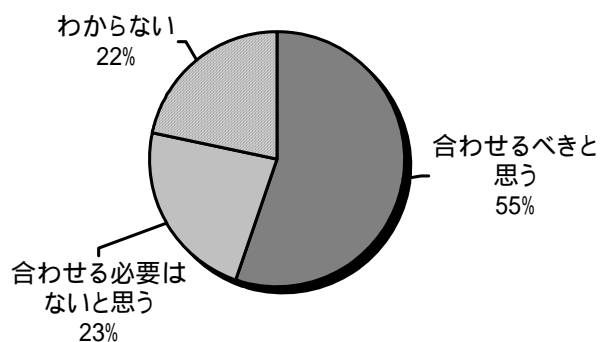
「とても関心がある」と回答した人が3割以上でした。「少し関心がある」と回答した人との合計では9割弱となり、景観への関心はほとんどの市民が持っているようです。



イ 景観の共有意識

問. あなたは、家や店舗などの建物の外観を、周囲の景観に合わせるかどうかについてどう思いますか。

半数以上の人々が「合わせるべき」と回答している一方、「合わせる必要はない」と回答している人も2割以上いました。



ウ 好ましい、もっと良くなって欲しい景観

問. 市内で、好ましいと思う景観と、もっと良くなって欲しいと思う景観を、それぞれ3箇所まで教えてください。

「好ましい景観」では、尾張瀬戸駅が最も多い回答となり、次いで定光寺や岩屋堂、窯垣の小径などの自然、歴史的な景観資源が上位に挙げられました。

「もっと良くなって欲しい景観」では、瀬戸川が最も多い回答となり、次いで道路やゴミ、雑草の美化などの市域全体に関する回答が上位に挙げられました。

尾張瀬戸駅と岩屋堂は、「好ましい景観」とともに「もっと良くなって欲しい景観」でも上位に挙げられ、市民の関心が高い景観資源であることが伺えます。このほか新瀬戸駅、デジタルタワー、赤津地区などは市民が整備を望んでいる景観資源と考えられます。

好ましいと思う景観		もっと良くなって欲しいと思う景観	
1. 尾張瀬戸駅	[176]	1. 瀬戸川	[136]
2. 定光寺	[91]	2. 道路	[72]
3. 岩屋堂	[64]	3. 美化(ゴミ、雑草など)	[65]
4. 窯垣の小径	[52]	4. 尾張瀬戸駅	[61]
5. 瀬戸蔵	[45]	5. 新瀬戸駅	[33]
6. 文化センター	[39]	6. 岩屋堂	[27]
7. パルティセと	[38]	7. デジタルタワー	[22]
8. 海上の森	[25]	7. 赤津	[22]
8. 市民公園	[25]	9. 深川神社	[21]
8. 市役所	[25]	10. 末広町商店街	[20]

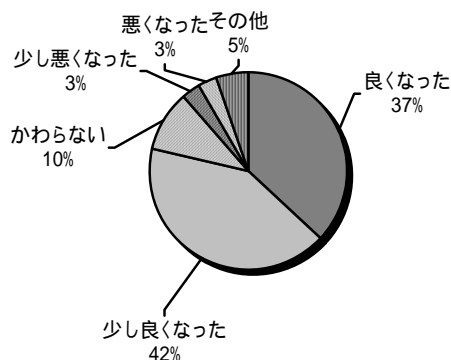
※[]内は意見数。施設などはその周辺も含む。

エ 尾張瀬戸駅周辺などで進めてきた景観整備の評価

問. 市では、尾張瀬戸駅周辺などにおいて電線の地中化や散策ルートなど景観に配慮した整備を進めてきましたが、このことによって景観はどう変わったと思いますか。

「良くなった」と回答した人が4割弱となり、「少し良くなった」との合計では8割になりました。

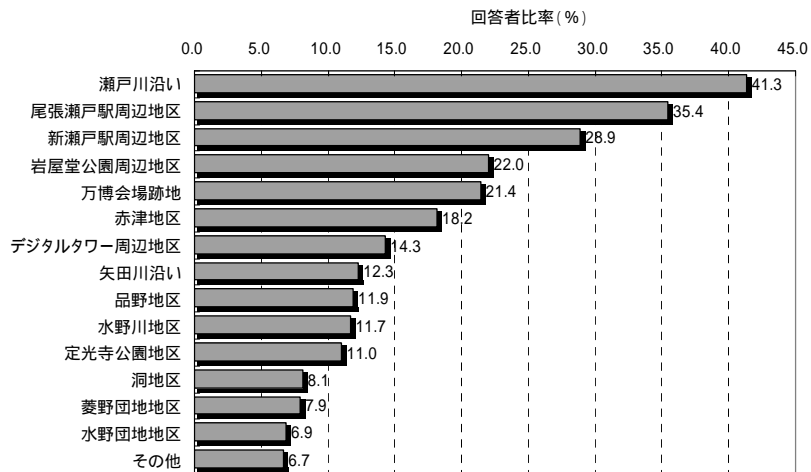
良くなった理由としては、「すっきりしてきれいになった」との回答が多く、悪くなった理由としては、「瀬戸らしさがなくなった」との回答が多くみられました。



オ 今後、重点的に景観づくりを進めていくべき地区

問. 今後、市の魅力を高めていくためには、どの地区で重点的に景観づくりを進めていくべきだと思いますか。3つまで選んでください。

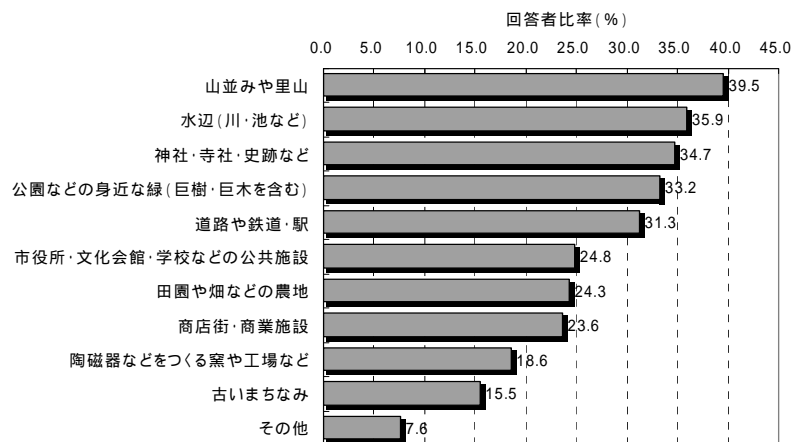
地域別にみると、各地域とも居住地に近い場所を選ぶ傾向がみられましたが、「瀬戸川沿い」は全地域で多数の人に選ばれており、瀬戸の顔となる景観資源であると考えられます。



カ 居住地周辺で印象に残る景観

問. あなたがお住まいのあたりを思い浮かべた時に、どんな景色や建物が印象に残りますか。次のうちから当てはまるものを全て選んで番号に をつけ、()内にその名称、地名を記入してください。

「山並みや里山」、「水辺」など自然景観に関する回答が多くなりました。地域別にみると選ばれた回答にばらつきがあり、各地域の景観の特色が表れた結果となりました。



[居住地周辺で印象に残る景観として地域別に多かった選択肢と具体的な名称、地名]

地域	多かった選択肢(多い順)	具体的な名称、地名(多い順)
中央西	公共施設、水辺、道路や鉄道、神社など、商店街	瀬戸川、尾張瀬戸駅、銀座通り商店街、深川神社、窯神社、末広町商店街、文化センター
中央東	神社など、商店街、身近な緑、公共施設、道路や鉄道	深川神社、末広町商店街、瀬戸公園、尾張瀬戸駅、洞地区
東部	山並みや里山、神社など、陶磁器関連	赤津地区、雲興寺、猿投山、大目神社
西部	道路や鉄道、水辺、神社など	新瀬戸駅、瀬戸川
西陵	身近な緑、山並みや里山	市民公園、定光寺、水野川、ジャスコ
水野	水辺、山並みや里山、身近な緑、農地、神社など、道路や鉄道	水野川、定光寺、市民公園
品野	山並みや里山、農地、神社など、水辺、陶磁器関連	岩屋堂
菱野団地	身近な緑、山並みや里山、商店街	南公園、尾張瀬戸駅、海上の森
幡山	農地、道路や鉄道、神社など	—
山口	山並みや里山、水辺、農地、神社など、道路や鉄道	海上の森、山口八幡社

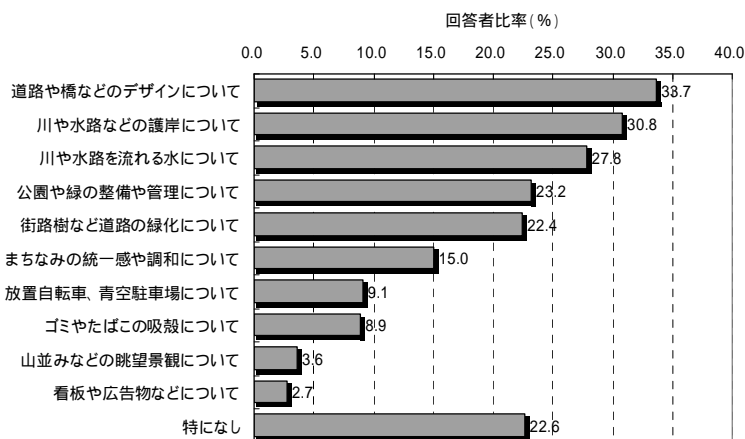
キ 10年前と比較して良くなった、悪くなった景観

問. 10年前と比べて、あなたがお住まいのあたりの景観はどのように変化したと思われますか。良くなった、また悪くなったと思う項目を、それぞれ3つまで選んでください。

[良くなったと思うもの]

市全体では、「道路や橋などのデザイン」、「川や水路などの護岸」に関する回答が3割以上になりました。

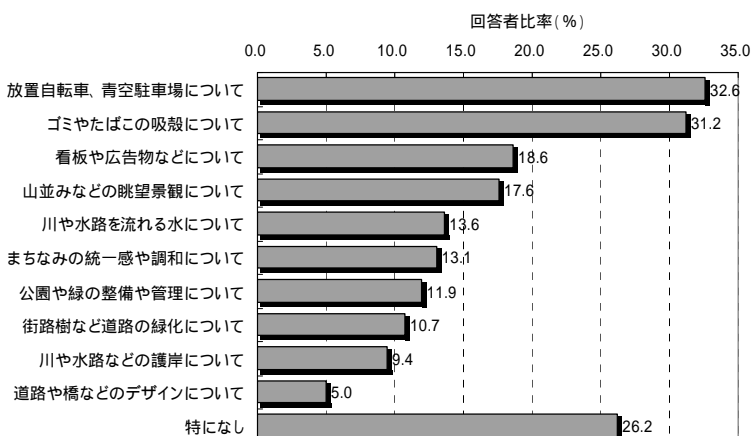
地域別では、中央西、中央東、西部、東部などで川や道路に関する回答が多くみられました。



[悪くなったと思うもの]

市全体では、「放置自転車、青空駐車」、「ゴミやたばこの吸殻」への回答が3割以上になりました。

また、東部地域で「まちなみの統一感や調和」、「山並みなどの眺望景観」への回答が多く、菱野団地地域で「放置自転車、青空駐車」への回答が多くみられました。

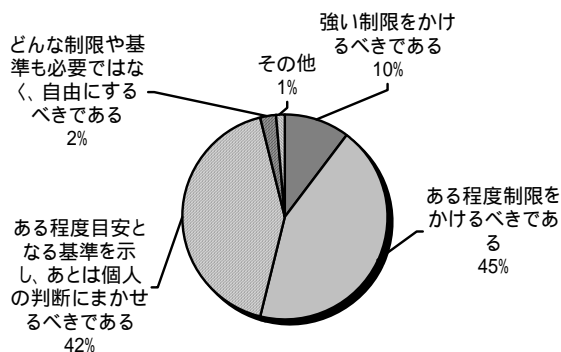


ク 居住地周辺の景観を良くするためのルール必要性

問. あなたがお住まいのあたりの景観を良くしていくため、建物や看板の高さや色彩などに関するルールを設けて一定の制限を加えることに対し、どのように思われますか。

「ある程度制限をかけるべき」との回答と、「目安となる基準を示し、あとは個人の判断にまかせるべき」との回答がそれぞれ4割以上になりました。

地域別では、新しく開発された地域や、すでにルールを設けている地域で「制限をかけるべき」とする傾向がみられました。

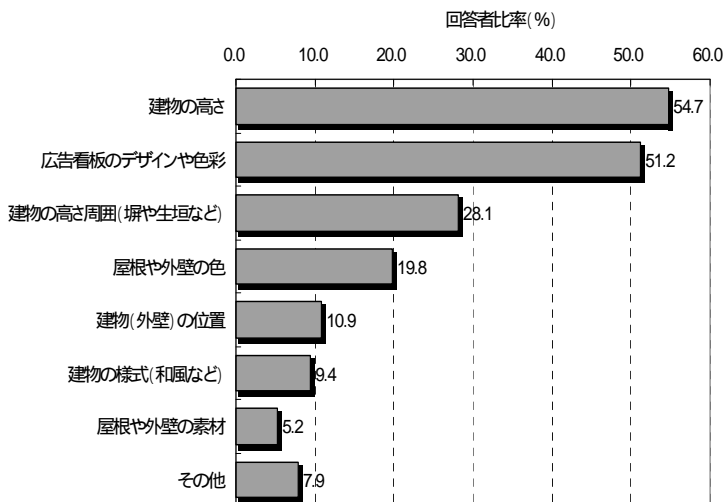


ケ ルールに必要な項目

問. あなたがお住まいのあたりの景観を良くしていくため、一定のルールを設けるとしたら、どのような項目についての制限が必要であると思われますか。

「建物の高さ」、「広告看板のデザインや色彩」への回答が多く、どちらも半数以上になりました。

地域別でも概ね同じ傾向がみられましたが、東部地域では屋根や外壁の色への回答が比較的多く、これは赤津瓦など地域独特の景観との関係があるのではないかと考えられます。

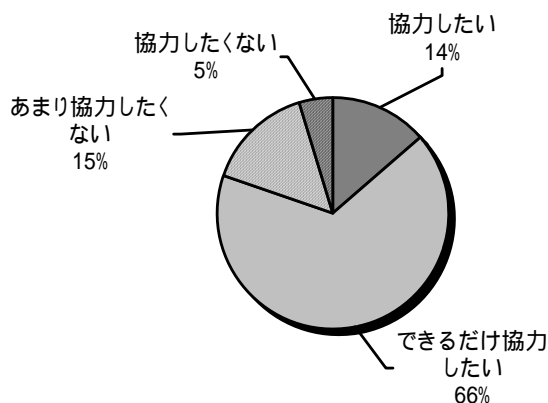


コ 景観を良くするための活動への参加意向

問. 瀬戸市の景観を良くするための活動にご協力いただけますか。

「できるだけ協力したい」が7割弱となり、「協力したい」との合計では8割になりました。

協力したい理由としては、「自分が住んでいるまちの景観を良くしたい」との回答が多く、協力したくない理由としては、「時間がとれない」、「年齢的に協力は難しい」といった回答が多くみられました。

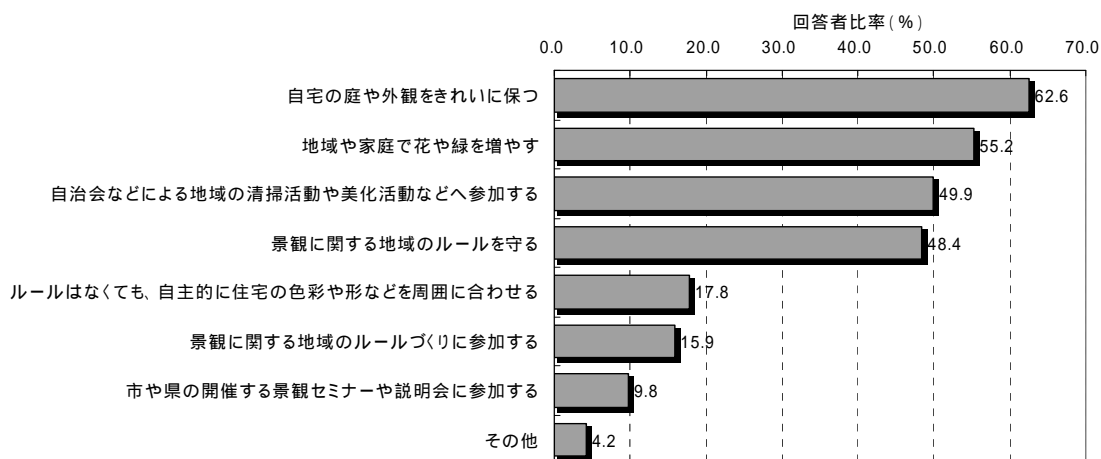


サ 協力したいと思う活動

問. 前問で、「協力したい」または「できるだけ協力したい」を選んだ方にうかがいます。次のうち、どんなことに協力していただけますか。あてはまるもの全て選んでください。

「自宅の庭や外観をきれいに保つ」、「地域や家庭で花や緑を増やす」といった回答が多く、半数以上になりました。次いで、「自治会などによる地域の清掃活動や美化活動などへ参加する」、「景観に関する地域のルールを守る」といった回答も半数近くみられました。

自宅や地域といった身近なところを対象とした取り組みに協力したい意向が伺えます。

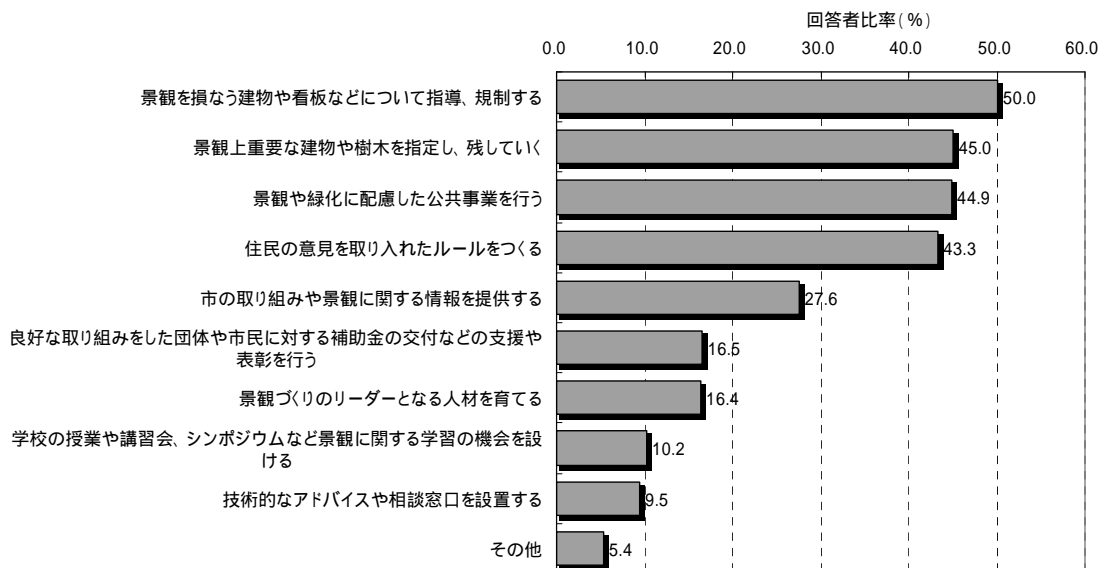


シ 行政の取組み

問. より良い景観づくりを行うために市が取り組まなければならないことは何だと思われますか。必要だと思われるものを3つまで選んでください。

「景観を損なう建物や看板について指導、規制する」、「景観上重要な建物や樹木を指定し、残していく」、「景観や緑化に配慮した公共事業を行う」、「住民の意見を取り入れたルールをつくる」という回答が多く、それぞれ4割以上になりました。

行政の積極的な取組みを望んでおり、ルールや規制への期待も伺えます。



3 瀬戸市景観計画(案)への市民意見と市の考え方

瀬戸市景観計画(案)について、市民の意見を募集しました。

以下に概要を示します。

(1)意見募集期間

平成 21 年 10 月 13 日(火)から 10 月 30 日(金)まで

(2)意見の提出者数

12 名 (ファクシミリ:7 名、電子メール:5 名)

(3)項目別意見数

提出された意見の内容に応じて、以下のとおり項目別に整理しました。

意見項目	意見数(件)
①景観計画の内容	
・主な景観資源	2
・景観形成基準	6
・届出対象行為	4
②景観計画の運用	5
③住民参加	5
④屋外広告物	1
⑤環境美化	2
⑥産業廃棄物最終処分場等	4
⑦その他	
・他計画との整合等	3
・まちづくり等の具体的な提案	9
合計	41

(4)市民意見と市の考え方

景観計画の内容

[主な景観資源]

	意見(要旨)	市の考え方
1	森林里山景観ゾーンの主な景観資源に馬ヶ城浄水場の森を入れてください。シデコブシの群落や希少種が多く生息した豊かな生態系が育まれ、古窯もたくさん残されており、保全したい場所であるとともに、市民の大切な飲み水を守っている森でもあり、瀬戸市固有の景観として、とても重要と考えます。	主な景観資源に、「馬ヶ城浄水場」を追記します。
2	「森林里山景観ゾーン」に位置する馬ヶ城貯水池の眺望が素晴らしいです。	

[景観形成基準]

	意見(要旨)	市の考え方
3	「開発行為に関する景観形成基準」の緑化の項目において「法面や敷地外周等は」の後に「周囲の植生に配慮し、元の環境にあった樹木等で」を追記した方が良いと思います。既存の鉱山跡地での植栽、緑化はマツとヤシャブシが多いですが、マツは、すぐに枯れることが多いことや、いきもの呼び込むためにも植栽・緑化には十分な配慮が必要です。	開発行為は、建築物の建築を目的としており、既に市街化が進んでいる場所も対象となります。元の環境や周囲の植生といった表現が当てはまらない場所も多いため(例えば工場跡地を住宅団地に造成する場合など)、行為の位置や周囲の状況に応じた助言指導に努めていきます。
4	「土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する景観形成基準」の周囲への配慮の項目において「遮蔽板の設置」とありますが、遮蔽板の設置だけでは景観として問題があるため、「残置森林の確保」を挿入してください。可能な場合には、残置森林を確保することを念頭に開発計画を立ていただくよう行為者に意識づけることは重要なことです。	ご意見のとおり、土石の採取などにおいて「残置森林の確保」は重要なことと考えており、緑化の項目で「樹木の伐採は必要最小限度に抑える。」としていますが、周囲への配慮の項目についても「行為位置の工夫、遮蔽板や既存樹木などにより、景観に配慮する。」と修正します。
5	「土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する景観形成基準」の緑化の項目において「市街地等から容易に眺められる山の稜線や山腹等、景観上重要な場所では、森林や里山の保全に配慮する。」が、多くの地域で対象外となっています。しかし、開発による自然環境の破壊は多くの市民が問題視しているため、もっと多くの地域を対象とするべきだと思います。すでに壊されてしまった山の稜線まで復元することは不可能でしょうが、現在よりも悪化させないと謳うことができないのでしょうか。2010年には名古屋で生物多様性条約締結国会議が開催されます。瀬戸市でも近隣の都市として生物多様性に配慮した景観づくりが進むことを期待しています。	市街地を取り囲む山の稜線は、森林里山景観ゾーンに位置しています。このゾーンは、市街化を抑制する市街化調整区域が大部分を占め、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更が比較的多く行われる場所です。森林里山景観ゾーンではこれらの行為の際にも市街地等からの眺めを意識した森林や里山の保全に配慮する旨の景観形成基準を設け、その他のゾーンにおいては、市街化区域が大部分を占めていることから、緑地の創出に努める旨の景観形成基準を設けています。また、建築物の景観形成基準に、山並みへの眺望や緑化に関する基準を設けるなど、ゾーン毎に行為に応じた景観の形成を図ることで、景観形成の基本目標である「森林や里山、田園などと調和した緑豊かで美しい景観づくり」に取り組んでいきます。

		また、景観計画の目標景観像である「豊かな自然とやきものの魅力を活かしたまち」を実現することで、生物多様性にも配慮した自然環境の保全に繋がるものと考えています。
6	「土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する景観形成基準」の緑化の項目において「採取および採掘後は、」の後に「周囲の植生に配慮し、元の環境にあった樹木等で」を追記した方が良いと思います。既存の鉱山跡地での植栽、緑化はマツとヤシャブシが多いですが、マツは、すぐに枯れることが多いことや、いきものを呼び込むためにも 植栽・緑化には十分な配慮が必要です。	瀬戸市の森林は、かつて窯業燃料として伐採され、その後植林により回復した場所も多くあります。ご意見の「元の環境にあった樹木」とするより「周囲の植生に配慮する」ことでさらに良好な自然景観の創出につながると考えていますが、行為の位置や周囲の状況に応じた助言指導に努めていきます。
7	尾張瀬戸駅周辺には周りの雰囲気とはちぐはぐな店舗があり、色をもっと渋くするなど景観に配慮すべきだと思います。	景観計画では、建築物等について、具体的な色彩の基準を設けています。
8	プランターなどは瀬戸の特徴を活かした素焼きのものを使用するなど細部にもこだわっていただけたら嬉しいです。	景観計画では、建築物や工作物の景観形成基準にやきものを使用するという項目を設けており、ご意見のような瀬戸の特徴を活かした景観形成に一層取り組んでいきます。 なお、支所や宮川モール等に設置している大型のプランターは、一部を除いてやきものを使用しています。また、中心市街地では、商店街が釉薬を施したやきものプランターを制作し、店舗前や歩道に飾っていただいています。今後もプランターの設置にあたっては、ご提案いただきました意見を参考に取り組んでいきたいと考えています。

[届出対象行為]

	意見(要旨)	市の考え方
9	「開発行為に関する届出対象行為」及び「土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する届出対象行為」において、3,000 m ² 以上のもをを対象としています。土地利用調整条例の対象となる1,000 m ² 以上とするべきではないでしょうか。	現行の大規模建築物等の新築等の届出制度では、大規模な開発行為、土石の採取などであっても、届出の対象とならない場合があります。こうした課題を踏まえ、景観計画では一定規模以上の開発行為、土石の採取などについて、新たに届出を義務付けています。 届出の対象となる規模については、都市計画法の開発許可の基準を参考とし、周囲の景観に及ぼす影響が大きいと考えられる3,000 m ² 以上のもとしています。 なお、土地利用調整条例の手続きの中でも景観形成基準に沿った助言指導に努めていきます。
10	「開発行為に関する届出対象行為」及び「土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更に関する届出対象行為」において、3,000 m ² に満たない規模で着手したものであっても、その後敷地を拡大して3,000 m ² 以上となった時点で届出をさせるなど、指導ができるようにした方がよいと思います。	ご意見にあるように、後で敷地を拡大する場合は、3,000 m ² 以上となった時点で届出対象となることが明確に分かるよう本文を修正します。

11	「土地利用調整条例」による協議が適用されない規模で建設される工場にも、景観として対処する必要があるのではないのでしょうか。	景観計画では、建築物や工作物などを対象として景観形成基準を定め、周囲の景観に及ぼす影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築行為などに届出を義務付けています。 また、現行の大規模建築物等の新築等の届出制度を見直し、建築物の届出対象を建築面積が 500 m ² を超えるもの(工業地域等は 1,000 m ² を超えるもの)としています。
12	携帯電話のアンテナ等が景観上や電磁波上よくないと思います。	景観計画では携帯電話のアンテナ等については周囲の景観に及ぼす影響が大きいと考えられる 15mを超えるものを届出の対象としており、市と景観に関する協議を行っていただきます。

景観計画の運用

	意見(要旨)	市の考え方
13	瀬戸市景観計画は、違反行為に対してどのように罰則ないし強制力が働かせられるのか等の細部が不明です。	周囲の景観に及ぼす影響が大きいと考えられる規模の行為については、市と景観に関する協議を行っていただき、景観形成基準をもとに具体的な助言指導を行います。助言指導に従わない場合などは、景観法に基づき勧告や罰則の適用も考えられます。また建築物や工作物については条例に定めることで変更命令を行うことも可能となります。ただし、現在の景観形成基準は、規制を目的としたものではなく、良好な景観形成の誘導を図るものであるため、違反行為であることを明確にするためには、地域の皆さんが主体となってより具体的な基準を定めることや、景観地区として指定することなどが必要となります。今後、市としても地域に応じた良好な景観形成が図られるよう誘導していきます。
14	地域における景観や環境に関する問題などが細かくチェックできる仕組みが必要ではないのでしょうか。問題が大きくならないうちに対処できる権限や予算を持った仕組みを作り、地域住民がしっかりと腹を据えて、地域におけるおかしな現象を食い止める覚悟が要ると思います。	市民が景観形成に積極的に参加していただくことで、瀬戸市の景観はさらに魅力あるものになっていくと考えており、ご意見については今後の取組みの参考とさせていただきます。
15	美しい国づくりのための景観法に基づく各種の施策は、長期的に考えるとコストはかかっても地域の景観を良くすることの効果と意義は十分にあるだろうと思われます。	景観に関する取組みは成果が表れるまで時間がかかりますが、瀬戸らしい景観を守り、創り、育てるための施策展開に努めていきます。
16	遠くの山並みは 30 年前と変わりませんが、農地や市街地周辺の森は開発によってその姿を変えてしまい、市政は何を考えているのでしょうかと思います。計画(案)は本当に立派なものですが、これが実行されるよう心から期待しております。絵にかいたモチにならない事を願っています。	景観計画は市民、事業者、行政が協働で魅力的な景観づくりに取り組む方針であり、今後も瀬戸らしい景観づくりに努めていきます。

17	<p>せとまちエントランスゾーン(宝泉寺まで)では、尾張瀬戸駅前のパルティせとやこの場所にふさわしくない建物により1300年余の歴史を感じる瀬戸らしい景観が失われており、失望します。景観についてもっと指導して欲しいです。</p>	<p>尾張瀬戸駅周辺は、瀬戸市の景観上重要な場所であると捉えており、せとまちエントランスゾーンとして「やきもののまち“せと”」の玄関口にふさわしい賑わいと活気がある瀬戸らしい景観形成に努めていきます。 今後、景観計画に基づいて、一定規模以上の建築物や工作物などについては、助言や指導を行うとともに、市民への景観形成に関する意識啓発にも努めていきます。</p>
----	--	---

住民参加

	意見(要旨)	市の考え方
18	<p>市の景観計画をもとに、自治会やまちづくり協議会が中心となり、行政の参画も得ながら「地域景観詳細計画」のようなものを作成していくと、失われていく地域のシンボルといった個別課題に対応する地域としての方針がより明確になるのではないのでしょうか。こうした計画を地域の住民達が議論しながら作り上げていく過程そのものが地域力向上のプロセスとなります。</p>	<p>景観計画は、市民、事業者、行政が協働で魅力的な景観づくりに取り組んでいくための市全域を対象とした計画です。市としてもこの景観計画をもとに、地域の皆さんが主体となって地域の景観資源を活用した良好な景観形成が図られるよう誘導するとともに、その活動について支援していきます。</p>
19	<p>届出が行われた行為について縦覧、説明会、意見提出等によって住民が意見を出せる場と意見に対する届出者の見解表明などができる制度の導入を求めます。</p>	<p>景観は個人の主観に左右されがちな分野であり、景観の善し悪しをその都度住民意見にゆだねることは制度上なじまないと考えます。現在、景観に関する専門知識を有する学識経験者等に見解を伺うアドバイザー制度を有していますので、今後もこの制度を活用し、良好な景観形成に努めていきます。 なお、景観重点地区として指定された洞地区では、望ましい景観像について地域で基準を定め、住民参加で景観形成を進めています。</p>
20	<p>意見募集に際して開催された住民説明会の参加者が4名だったと聞きましたが、これでは、景観法第9条に規定された「景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる」としたレベルを満たしていないのではないのでしょうか。説明会を連区ごとに開催するなど市民に計画案を周知し、十分な時間をとって意見募集をやり直すべきだと考えます。</p>	<p>今回の景観計画策定は、市民、事業者、行政が協働で魅力的な景観形成に取り組む方針を定めるものであり、まずは市民の皆さんに内容を把握していただくことが重要ととらえ、広報せとへの概要版の掲載や市内各公所での案の縦覧などを行いました。 また、公聴会で公述人として発言するよりも電子メール、郵便、FAXなどで意見の内容にかかわらず手軽な方法により広く皆さんから意見を伺いたいと考え、市民意見の募集(パブリック・コメント)という手法としています。 なお、説明会に出席されなかった方からも多数の貴重なご意見をいただき、公聴会という形式にこだわった意見公述より意義があるものになったと捉えています。</p>
21	<p>瀬戸市都市景観審議会の委員は市民公募が行われていないということですので、今後は市民委員を公募し市民が主体的に参加し、意見が反映されるよう要望します。</p>	<p>景観審議会の委員は、学識経験者、各種団体の代表に加え、瀬戸市の景観に深く関連する観光、まちづくり、自然環境などの観点からのご発言に期待し、これらの取組みを行っている方々に市民委員として就任をお願いしています。ご意見のとおり景観に対する市民の主体的な取組みは大変重要であり、今後も市民の皆さんが積極的に景観づくりに参加できる施策展開に努めていきます。</p>

22	平成 19 年度に行われた景観まちづくり市民アンケートの回収率がとても低く、市民の景観への関心が低いことがわかります。景観法では、どのような住民参加が可能なのかしっかりと住民に周知し、住民が景観への関心と意欲を喚起することができるよう積極的に住民説明会を実施するよう求めます。	市民が景観形成に積極的に参加していただくことで、瀬戸市の景観はさらに魅力あるものになっていくと考えており、市民の景観形成に関する意識啓発に努めていきます。
----	--	---

屋外広告物

	意見(要旨)	市の考え方
23	「公」による看板・ポスター類、横断幕等がみだりに景観を悪くしています。瀬戸川にかかる歩道橋に掲げている交通安全等の横断幕に目がいってしまい、交通事故を誘発しかねないので即刻撤去して欲しいです。	「公」による看板等についても景観計画に基づき景観に配慮したデザインとなるよう努めていきます。 なお、交通安全の横断幕は、瀬戸警察署をはじめ交通安全関係団体が、交通事故防止の意識啓発を目的に歩道橋等に掲示していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

環境美化

	意見(要旨)	市の考え方
24	道路脇に見られるたくさんの空き缶等のゴミ、放置された廃タイヤの山やブルーシート等が景観として良くない気がします。景観を良くするためには街を綺麗にするという市民の意識を高め、行政もゴミを他市、他県から持ち込まないよう努力が必要ではないでしょうか。	不法投棄等に関しては、地域住民によるポイ捨てパロール等への支援の他、不法投棄多発場所の監視などを行っています。また、頻繁に不法投棄される場所については、地権者等と協議の上、フェンスや啓発看板の設置により防止に努めています。
25	瀬戸市へ入ったとたん道路やゴミの汚さに情けなくなるので、市堺をきれいにして欲しいです。	今後も意識啓発や公共施設の維持管理などにより、“ごみを捨てにくい”街となるよう努めていきます。

産業廃棄物最終処分場等

	意見(要旨)	市の考え方
26	東明連区内で新規に設置しようとする産業廃棄物最終処分場が市の景観計画と両立しないのは明らかです。良き景観の増加は図り、一方で好ましくない産廃施設の減少には精一杯努力するといった市の基本姿勢を明確にしていきたいと思います。	景観計画は、市民、事業者、行政が協働で魅力的な景観づくりに取り組んでいくための計画であり、市としても景観形成の誘導や景観への意識啓発に努めていきます。 なお、ご意見の産業廃棄物最終処分場計画については、飲料水に対する市民の不安、瀬戸市における現状の最終処分場の数または規模にかんがみた市民の不安、第5次総合計画や都市計画マスタープラン等を踏まえ、現時点では本市にとって決して好ましい施設計画であるとは言えないと考えています。
27	産廃施設や資材置場、土砂採掘場等々景観上見苦しい所が多々あり、緑地帯を作ること義務づけて欲しいです。	景観計画では、緑地帯の設置の義務付けではなく、開発行為については法面や敷地外周等の緑化、土石の採取等については周囲の景観への配慮に関して、景観形成基準を設けることにより、良好な景観の形成を図りたいと考えています。

28	産廃施設が多く、キラの野積みなどが長年放置されており、ごみ捨て場のようで国道 248 号の多治見、土岐方面から市内に入ってくるとごみが目立ちます。また、新しい産廃処理施設が猿投トンネルを抜けたところから丸見えの場所に作られる予定となっており瀬戸の印象は益々悪くなるようです。	現行の大規模建築物等の新築等の届出制度では、一定規模以上の建築物や工作物を対象としており、大規模な開発行為や土石の採取などであっても届出対象とならない場合があります。こうした課題を踏まえ、景観計画では一定規模以上の開発行為、土石の採取等についても新たに届出を義務付けるとともに市民、事業者、行政の意識啓発にも努めて、協働で瀬戸らしい景観形成を進めたいと考えています。
29	環境への配慮の点から、瀬戸川に白濁した水が流れることは、瀬戸であろうと許されない事だと思いますが、キラの処分・取り扱いはどうなっているのでしょうか。	珪砂の精製の際に生じるキラについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って、汚泥としての適正処理が義務付けられています。

その他

[他計画との整合等]

	意見(要旨)	市の考え方
30	景観計画は、環境計画等の計画や赤津 I.C. 周辺における企業誘致施策とも整合を図るべきだと思います。	景観計画は、環境基本計画や都市計画マスタープランなどとの整合を図り策定を進めています。策定にあたっては、景観計画研究会を設置し、関係課による意見交換や計画内容の調整などを行っています。 また、企業誘致施策については、森林里山景観ゾーンの景観形成の基本方針で「工業系土地利用においては、敷地内緑化や自然景観との調和を図る」としており、景観計画全体の中で矛盾はないものと考えます。
31	尾張瀬戸駅の西側の計画はどうなっているのでしょうか。	尾張瀬戸駅西側については、瀬戸橋の整備にあわせて今後改修を進めていきます。
32	瀬戸川プロムナード計画は当初予定と雰囲気違ってきているように感じます。	瀬戸川文化プロムナード計画は、事業実施の過程で内容を精査し、平成 12 年度から整備を進めています。

[まちづくり等の具体的な提案]

	意見(要旨)	市の考え方
33	尾張瀬戸駅前から反対側の道路に渡るためには、2 度信号待ちをしなければならず時間がかかり危険なため、川の景観の尊重と歩行者の便宜の両立を考えると歩道橋の設置が良いと思います。	尾張瀬戸駅から東方向(商店街や瀬戸蔵)、西方向(アビタや銀行)への安全で安心な歩行空間を確保するため、愛知県と連携して窯神橋、瀬戸橋、記念橋と順次整備を進めるとともに、必要に応じて信号制御についても検討していきます。 また橋の整備については、地域の資源であるやきものを活用する等、景観に配慮し河川とまちなみが一体となった潤いを感じられる歩行空間の形成に努めています。
34	洞～赤津間の歩行者動線を確保し、両者の産業観光としての一体化を是非実現して欲しいです。観光地の点(洞)を線～面(赤津・品野・岩屋堂など)に繋いでいくことは、非常に大切だと思います。	景観計画では、現行の都市景観形成重点地区の取組みを継承して洞地区を景観重点地区とし、目標景観像や景観形成基準を定め、積極的な景観形成を図ります。 また、赤津や品野はせと・やきもの文化景観

	<p>また、観光地としての洞・赤津・品野・岩屋堂の4地域が一体化して戦略的に大きな効果を発揮すれば、古き良きやきものまち、洞・赤津・品野の町並み保存と、新しい誘致企業群との間で、メリハリの効いた共存共栄が可能になってくると思われます。これは瀬戸市の観光化や景観に関する長期戦略としても非常に重要だと思えます。</p>	<p>ゾーンとして景観形成の方針をそれぞれ定めています。 ご意見につきましては、やきもの文化景観ゾーンの連携を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
35	<p>洞の「陶の路」から、瀬戸永泉教会を經由し、久米亭に至る道を例えば「せと文化ロード」と呼称し、点から面へのゾーン開発をすることを検討する必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>本市では、市内外の方々歩きやすく安全で、本市の歴史や文化に触れ、楽しめる散策路として、次の4つのルートからなる「陶の路」の整備を進めています。公園橋から平等庵に至る「洞街道」、薬師町からマルチメディア伝承工芸館を經由し洞町に至る「暮らしっくストリート」、深川神社から泉町を經由し宮前公園に至る来年度着工の「炎護路」、銀座通り商店街から御亭山を經由し磁祖公園に至る「小狭間坂」です。 この4つのルートが瀬戸川プロムナード線を軸に繋がることでパルティセとから洞町までの回遊性のある散策ルートの形成が可能となります。また、これらのルートの沿線や洞地区では、助成制度を設けており、今後も「せと・まるっとミュージアム」を推進していく中で、面的な広がりを持てるように取り組んでいきます。</p>
36	<p>桑下城等の歴史的文献が残っている遺跡等は皆が見学できるように保存して欲しいです。</p>	<p>遺跡を見学できるための史跡指定や整備計画については、現在窯跡についてその調査検討を行っています。城跡等についてもその後順次検討していきたいと考えています。</p>
37	<p>遺跡等がほとんど残っておらず、開発が優先され古窯・遺跡などの瀬戸の観光資源が活かされていません。</p>	
38	<p>ウォーキングマップに落合城跡や桑下城跡、品野城跡が書いてありますが、その場所への看板の設置が必要だと思います。</p>	<p>ウォーキングマップは、「瀬戸市保健推進員協議会(ボランティア団体)」が各地域で行っているウォーキング活動をより効果的に実施するために作成しています。市が設置する文化財への案内看板等については、現在、指定文化財や指定史跡に限定して設置しています。ご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
39	<p>尾張瀬戸駅と陶磁器資料館、リニモ八草間の公共交通網をしっかりとすると人口的広がり、都市的発展につながります。</p>	<p>具体的な公共交通網については、瀬戸市地域公共交通総合連携計画に基づき、維持、活性化を図っていきます。</p>
40	<p>図書館を利用しやすい場所にして欲しいです。また駐車場もせまいです。</p>	<p>現段階では、具体的な新図書館建設の予定はありません。 駐車場については、平成19年度に駐車場整備を行い、現在105台の駐車スペースを確保しています。</p>
41	<p>景観の重要な要素である街路樹をしっかりと整備して欲しいです。特に、瀬戸市の顔である瀬戸川沿いには柳、イチヨウ等の木から一つの樹種を選び並木道を作って欲しいです。その並木に沿って陶磁器関連の商店や工芸品店等で街並みを形成すれば観光客の増加に繋がると思えます。</p>	<p>整備計画がある瀬戸橋から記念橋間の道路、瀬戸川は景観重要公共施設として電線の地中化や遊歩道の設置を進め、その間の街路樹につきましては、地域住民と樹種の選定について勉強会を開催し、検討を重ねた結果、シダレザクラを植樹する予定です。また、記念橋上流部についても今後の整備事業実施時には景観に配慮した整備に努め、活力のある未来に誇れる街並みが形成されるよう取り組んでいきます。</p>

4 「せとの景観写真」募集結果

(1) 募集目的

市民が撮影した写真を瀬戸市景観計画に掲載するため、市内の風景やまちなみなどの写真を募集しました。

(2) 募集期間

平成 21 年 10 月 1 日(木)から 10 月 30 日(金)まで

(3) 応募方法

電子メールに撮影対象、撮影年月日、写真の説明などを記し、デジタル写真データを添付して応募いただきました。

(4) 募集結果

[応募写真数]

21 点 (応募人数:6 名)

[応募写真等]

以下のとおり。(①撮影対象、②撮影年月日、③写真の説明)

※①～③は応募者記載事項。

	<p>①火縄銃の発砲 ②平成 21 年 10 月 11 日 ③山口連区の秋祭り。山口連区警固保存会の方々による火縄銃の発砲直前の緊張する瞬間です。見事に実った稲穂を前に、平和を感謝しながら行われました。</p>
	<p>①馬ヶ城 ②平成 20 年 4 月 12 日 ③瀬戸市の街の中にこのような池があることを多くの方がご存じないかもしれません。馬ヶ城は瀬戸市の水源のひとつであるだけでなく、数多くの古窯があり、さらにシデコブシの大群落、オオタカの営巣なども報告されています。</p>
	<p>①上半田川町の里山 ②平成 20 年 11 月 30 日 ③蛇が洞川の上流の上半田川町は愛知高原国定公園に指定され、東海自然歩道が通っています。早春にはミヤマサミズキが咲き、夏には蛍が飛び交います。写真を撮影した秋にはコナラやシロモジの黄葉が美しく、何度歩いても楽しい場所です。</p>
	<p>①東山路町にある上水道取水口の池 ②平成 21 年 8 月 15 日 ③東山路町の森の中で不思議な池を見つけました。瀬戸市の浄水施設に通じる水源のひとつだそうです。この水は 1.5 キロほどさきで赤津川に合流してモリコロの森を流れ、矢田川になります。</p>

	<p>①紺屋田町の湿地 ②平成 20 年 8 月 23 日 ③瀬戸市の森の中を歩いていると、突然目の前が開け、湿地に出ることがあります。この湿地もそうして発見した場所のひとつです。夏にはサギソウ、イシモチソウ、ミミカキグサ、トウカイコモウセンゴケ、モウセンゴケ、カキランなどが咲き、ハッチョウトンボやヒメタイコウチが見られます。この湿地は沢の上流が開発されたため、次第に乾燥して森林化しつつあります。ポンプによる給水が行われていますが、心配な場所のひとつです。</p>
	<p>①品野片草の八幡神社 ②平成 21 年 9 月 27 日 ③瀬戸市から美濃地方へは、かつて中馬街道が通っていましたが、現在は国道363号をたどって車で土岐市へ抜けることができます。その途中に品野片草の鎮守の森があります。せとの名木に指定されたスギやシイの大木がそびえる森は、三方を棚田や集落に取り巻かれ、どっしりとしています。木々にはムササビの巣穴がいくつも見られ、夜には滑空が観察できます。</p>
	<p>①白岩の里からタムシバの山を望む ②平成 21 年 3 月 29 日 ③上品野から国道 363 号を東に向かうと右手にタムシバの咲く山がありました。東海自然歩道を岩屋堂方面に抜ける道は山頂付近までタムシバの香りで満たされていました。</p>
	<p>①定光寺川の遊歩道 ②平成 20 年 4 月 20 日 ③定光寺から JR 定光寺駅まで遊歩道が整備されています。アラカシやシイの大木のほかにカゴノキやイズセンリョウなど海岸沿いの植物が見られます。国定公園なのでシイも低木類もけって雑木として刈ってしまうことがないようにお願いします。</p>
	<p>【景観計画本編への掲載写真】 ①赤津の雲興寺と社林からねむの森 ②平成 20 年 4 月 20 日 ③赤津の雲興寺は開山600年を超える古刹ですが、その後ろにはスギ、ヒノキ、モミ、シイなどの大木があり、東海自然歩道をとおってねむの森に抜けることができます。</p>
	<p>①馬ヶ城浄水場貯水池 ②平成 20 年 4 月 12 日 ③馬ヶ城浄水場見学と馬ヶ城の森の観察会が行われた日に貯水池を撮影したもの。瀬戸市の誇る美しい里山と市民の暮らしが共生していることを象徴する場所でも大切な景観です。春の静かな貯水池の風景です。</p>
	<p>【景観計画本編への掲載写真】 ①馬ヶ城浄水場の森のシデコブシ群落 ②平成 20 年 4 月 12 日 ③馬ヶ城浄水場見学と馬ヶ城の森の観察会が行われた日にシデコブシの群落を撮影したもの。瀬戸市でもまとまった数のシデコブシが残っているところは少ないとお聞きしました。東海丘陵要素として希少種であり、春を告げる美しいシデコブシが咲く風景は必ず後世に残したいと強く願っています。</p>
	<p>①町並み(洞街道) ②平成 21 年 10 月 29、30 日 ③新しく町並みが整ったが、当時の様子が伝わってくるようです。</p>
	<p>①名木ナギの木 ②平成 21 年 10 月 29、30 日 ③窯垣の小径資料館内にあるナギの木。市内ではここでしか見られない。</p>

	<p>①窯垣(古い方) ②平成 21 年 10 月 29、30 日 ③古くからあった窯垣で新しいものとは趣が違う。</p>
	<p>①窯垣の小径 ②平成 21 年 10 月 29、30 日 ③モダンな感じの窯垣の小径。</p>
	<p>①登り窯(洞本業窯) ②平成 21 年 10 月 29、30 日 ③当時の面影がよく残っていて、いつまでも残したいものの1つです。</p>
	<p>[景観計画本編への掲載写真] ①瀬戸永泉教会 教会堂 ②平成 21 年 10 月 29 日 ③瀬戸永泉教会は、現存する木造建築のキリスト教会堂として、県内で最も古いものである。1900 年(明治 33 年)、瀬戸市杉塚町に建設されてから、今年で 109 周年を迎えている。 瀬戸永泉教会の始まりは、当時は東春日井郡中水野村(現在の中水野町)で、1888 年(明治 21 年)10 月 20 日に、瀬戸で始めてプロテスタントのキリスト教会が創立された。 明治から平成の今迄、教会堂内外は一部改修が行われたものの、骨格は明治時代当時のままであり、風雨に耐え一世紀以上現存し続けた。 その間に、多くの瀬戸の先達者が心のよりどころとし、また、神の救いと癒しと慰めを求め、何人かの名陶匠・政治家・著名人が、永泉教会の門をたたいたと聞く。 永い間、瀬戸の地に根ざし、簡素で落ち着いた色調の建物は、ひっそりと風景に溶け込んでいる。 礼拝堂の廻りには良く手入れされた花壇が、季節毎の花を咲かせていて、行き交う人々が足を止め眺めたり、写真を撮られたりスケッチをされる様子も見受けられる。そして、日曜日の礼拝毎に、木造の教会堂から奏でられるオルガンの音色と歌声は、道行く人々を惹きつける。 西側の屋根近くのステンド・グラスから差し込む夕陽が、礼拝堂の説教壇壁を虹色に照らし出す光景は、素晴らしく美しい。陽の光の移ろいを映し出す、動く絵画作品のようである。 今年、瀬戸永泉教会は創立 121 年を迎えるに当たり、目下、瀬戸市から県を通じて国の「登録有形文化財」の申請中であり、多くの教会員はその審査結果を待ち望んでいる。 瀬戸市にも、長い瀬戸の歴史を見つめて来た、瀬戸永泉教会の木造教会堂があることが認識され、それがこれからも地域に親しまれながら、歴史遺産として年輪を重ねていくことを願っている。 今回「瀬戸市景観計画案」の写真に応募することにより、まずは由緒ある木造教会堂の存在を知って頂きたい。 そして、多くの皆さんに足を運んでいただき、心を静め励ましを受けながら、「希望の拠点」として守り育てたいものである。</p>
	
	
	
	

5 街なみ環境整備地区

市内には、地域の皆さんが主体となって積極的に景観形成に取り組んでいる「街なみ環境整備地区」があります。本編において景観重点地区としている洞地区(34～37 頁参照)をはじめ 4 地区あり、下表に示すとおりです。

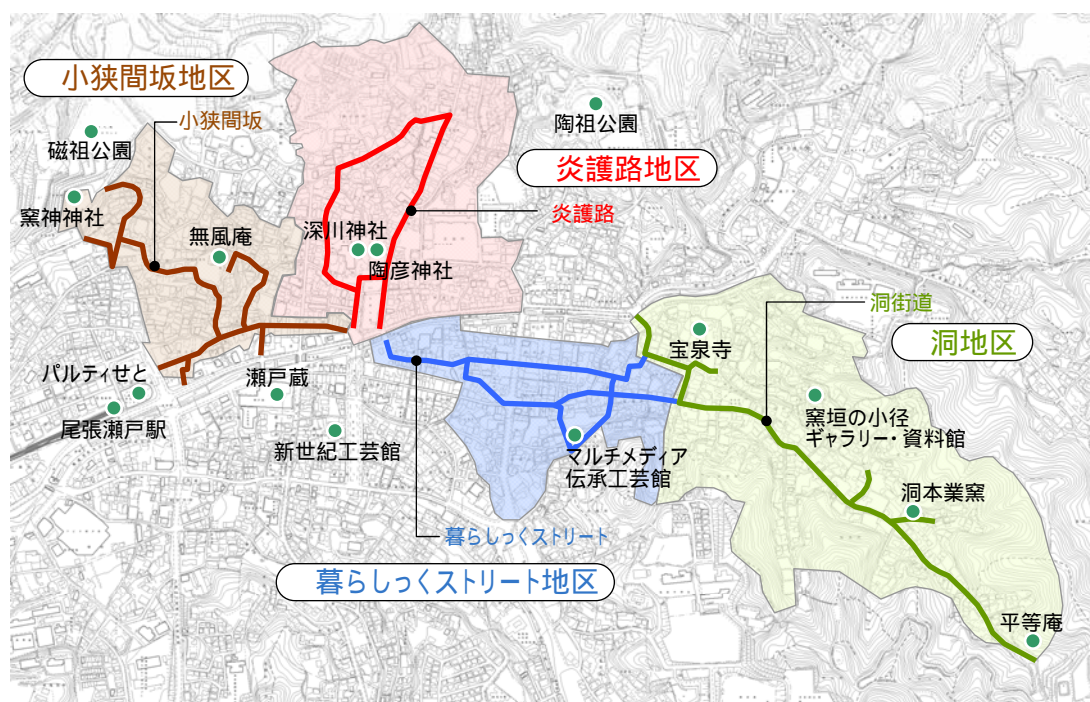
街なみ環境整備地区では、地域の皆さんと行政が協働で道路の美装化等に取り組んできました。特に、暮らしっくストリート、小狭間坂、炎護路の沿道では街なみ協定が締結され、建築物の修景などに関して積極的な取組みが行われています。

今後も、地域の皆さんとの調整を図った上で、景観形成に関する積極的な取組みを検討していきます。

表 5-1(資料) 街なみ環境整備地区

	地区名
①	暮らしっくストリート地区
②	小狭間坂地区
③	炎護路地区
④	洞地区

図 5-1(資料) 街なみ環境整備地区の位置図



(1)暮らしっくストリート街なみ協定

暮らしっくストリート街なみ協定は、右図の青色で示す道路の沿線で締結され、建築物等の整備に関する事項等が定められています。



表 5-2(資料) 整備基準(暮らしっくストリート)

街なみ協定 (建築物等の整備に関する事項)

- ・建築物等の新築、増改築及び改修を行う場合は、道路などの公共空間から直接見える部分に「やきもの」を取り入れるなど、自らの創意工夫により暮らしっくストリートの街なみ景観に調和するよう、以下のことに努めるものとする。
- ・建築物等の高さについては、3階建て以下を基本とし、隣り合う建物の高さとの調和を図るものとする。
- ・建築物等の外観については下町情緒の感じられる建築様式とし、規模は周囲の景観との調和を図るものとする。
- ・屋根及び庇については、周囲の景観との調和を図るものとする。
- ・外壁については、落ち着いた色彩として、黒色、灰色又は茶色系を基調とし、周囲の景観との調和を図るものとする。
- ・玄関周りの出入口などでコンクリートを用いる場合には、洗い出し又は同等の仕上げとする。
- ・建築設備については、道路などの公共空間から直接見えないように工夫し、建物本体や周囲の景観に調和するよう配慮する。また、やむを得ない場合は、目隠し等を用いる。
- ・屋外広告物については、派手な色彩は避け、周囲の景観との調和を図るものとする。
- ・門、垣及び塀については、周囲の景観に調和するよう配慮し、落ち着いた色彩や素材を用いる。

[整備イメージ]



(2)小狭間坂街なみ協定

小狭間坂街なみ協定は、右図の茶色で示す道路の沿線で締結され、建築物等の整備に関する事項等が定められています。



表 5-3(資料) 整備基準(小狭間坂)

街なみ協定 (建築物等の整備に関する事項)
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の新築、増改築及び改修を行う場合は、道路などの公共空間から直接見える部分にやきもの(陶磁器)を自らの創意工夫により取り入れ、素朴で親しみやすい小狭間坂の街なみ景観に調和するよう、以下のことに努めるものとする。 ・建築物等の高さについては、3 階建て以下を基本とし、隣り合う建物の高さとの調和を図るものとする。 ・建築物等の外観については素朴で親しみやすい建築様式とし、規模は周囲の景観との調和を図るものとする。 ・屋根及び庇については、周囲の景観との調和を図るものとする。 ・外壁については、落ち着いた色彩として、黒色、灰色又は茶色系を基調とし、周囲の景観との調和を図るものとする。 ・玄関周りの出入口などでコンクリートを用いる場合は、洗い出しなどの自然素材に近い仕上げとする。 ・建築設備については、道路などの公共空間から直接見えないように工夫し、建物本体や周囲の景観に調和するよう配慮する。また、やむを得ない場合は、目隠し等を用いる。 ・屋外広告物については、派手な色彩は避け、周囲の景観との調和を図るものとする。 ・門、垣及び塀については、周囲の景観に調和するよう配慮し、落ち着いた素材や色彩を用いる。

[整備イメージ]



(3) 炎護路街なみ協定

炎護路街なみ協定は、右図の赤色で示す道路の沿線で締結され、建築物等の整備に関する事項等が定められています。



表 5-4 (資料) 整備基準(炎護路)

街なみ協定 (建築物等の整備に関する事項)
<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等の新築、増改築及び改修を行う場合は、道路などの公共空間から直接見える部分に「やきもの」を取り入れるなど、自らの創意工夫により炎護路の街なみ景観に調和するよう、以下のことに努めるものとする。 ・屋根及び庇については、傾斜屋根とし、周囲の景観との調和を図るものとする。 ・外壁については、落ち着いた色彩として、周囲の景観との調和を図るものとする。 ・玄関周りや敷地の出入口などは、自然的な風合いのある仕上げとする。 ・屋外広告物については、派手な色彩は避け、周囲の景観との調和を図るものとする。 ・門、垣及び塀については、周囲の景観に調和するよう配慮し、落ち着いた色彩や素材を用いる。

[整備イメージ]



6 用語説明

あ行

	用語	掲載頁	説明
あ	愛・地球博	41	「自然の叡智」をテーマとして長久手町と瀬戸市を会場とし、2005年3月25日～9月25日までの185日間にわたって開催された日本国際博覧会の愛称。
	赤津窯の里めぐり	17	5月と11月に期間限定で、赤津地区の窯元や工房をめぐることができるイベント。
	赤津瓦	19	江戸時代後期から生産されてきた褐色の錆釉を施した瓦で、陶器と同じように施釉・本焼成を行うため、凍りにくく丈夫だったが、機械化により量産化・低コスト化に成功した三州瓦との競合によって、昭和50年代には生産されなくなった。 現在、市内の赤津地区の家屋や雲興寺において、瓦ごとに黄～橙～赤茶色の異なった色彩を持つ赤津瓦屋根の特色ある景観が見られる。
	アクセント	28	強調したい部分や人目を引きつけようとする点や変化をつける点。
	アプローチ	36	建築物などの施設への導入路。
う	美しい愛知づくり基本計画	2	「美しい愛知づくり条例」に基づき、美しい愛知づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。
	美しい国づくり政策大綱	1	平成15年7月に良好な景観形成を国政上の課題として位置付け、美しい国づくりのための基本的な考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策についてまとめられた政策大綱。
え	炎護路(えんごろ)	1	「陶の路」を参照。
お	オープンスペース	5	都市または敷地内で建築物等がなく、空間的な広がりがある場所。
	お薬師さん(やくし)	16	宝泉寺の薬師如来を祀る祭り。屋台で売られる「飴」が有名で「あめんぼ祭り」とも呼ばれている。
	織部	41	桃山時代から江戸時代初期に古田織部が好んだとされる茶道具に多く用いられた緑色の釉薬を原点とする。伝統的工芸品指定を受ける赤津焼の赤津七釉のひとつで深みのある緑色の発色が特徴。

か行

	用語	掲載頁	説明
か	開発行為	27	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。 主として建築物の建築、または特定工作物(屋根、柱、壁を有する一般的な建築物の概念に当てはまらない、コンクリートプラント、野球場、遊園地など)の建設のために行う土地の区画形質の変更。

	窯垣	6	窯でやきものを焼成する際に、製品の保護や窯の中へ効率的に製品を詰め込むために用いる「えんごろ」や「つく」、「たないた」などの窯道具を使用して積み上げられた塀や土留めなどの総称。
	窯垣の小径まつり	16	洞町文化会と地元窯元や手作り作家達が廉売市やくじ引き、ぜんざいの振る舞いなどでもてなす祭り。
	窯元	18	窯を所有する陶家や陶業生産者のこと。常滑、信楽、丹波、備前、越前と並び日本の六古窯の一つとして知られる瀬戸には、代々続いている窯元も多く、窯めぐり等の際には窯元工房が一般開放され、やきもの探訪を楽しむことができる。
き	黄瀬戸	41	桃山時代に茶道具として多く用いられた淡黄色の釉薬を原点とする。伝統的工芸品指定を受ける赤津焼の赤津七釉のひとつで上品な黄色の発色が特徴。
	狭あい	18	土地や道路などが狭くゆとりがないこと。
	協働	1	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。
	切妻屋根	36	屋根形状のひとつで、ふたつの傾斜面が山形に合わさった形の屋根。
く	区画割り	26	土地・場所を一定の基準で区切ること。
	屈曲	18	折れ曲がること。
	暮らしっくストリート	1	「陶の路」を参照。
	来る福招き猫まつり	10	「来る福(くるふく)」の語呂合わせによる9月29日の招き猫の日にちなみ、9月下旬に招き猫をテーマに開催するイベント。
け	景観行政団体	1	景観法に基づいた景観行政を担う主体。政令市、中核市、都道府県その他、景観行政に意欲のある市町村では都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることができる。 瀬戸市は、平成19年11月1日に景観行政団体となった。
	景観計画区域	3	景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るため策定した景観計画の対象区域。区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のための規制・誘導が行われる。 瀬戸市では市全域を景観計画区域としている。
	景観形成基準	2	良好な景観を形成するにあたって、建築物等の形態意匠などに関して定めた基準。具体的には、建築物の高さ、配置、色彩などに関する基準を定めたもの。
	景観軸	5	道路や河川など、都市などの景観を構成する線的な要素。
	景観重点地区	2	良好な景観の形成を重点的に進めていく地区。
	景観重要建造物	2	景観法に基づき、景観行政団体の長が景観計画区域内で指定する地域の景観の核となるような建築物や工作物。
	景観重要公共施設	2	景観法に基づき、景観の形成において特に重要とされ、景観計画で位置付けられた公共施設。
	景観重要樹木	2	景観法に基づき、景観行政団体の長が景観計画区域内で指定する地域の景観の核となるような樹木。

	景観地区工作物制限条例	33	景観地区内における工作物の形態意匠の制限や高さの最高限度などの制限について定める条例。瀬戸市では未制定。
	景観農業振興地域整備計画	33	景観計画区域内にある農業振興地域において、景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定める計画。瀬戸市では未制定。
	景観法	1	平成 16 年に制定された景観に関する総合的な法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国や地方公共団体等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域等における良好な景観の形成のための規制などに関して規定されている。
	形態意匠	71	建築物などの形や色、模様等の外見のこと。
	建築行為	27	建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を建築する行為。
	建築面積	31	建築物を真上から見たときに外壁などの中心線で囲まれた部分の面積(水平投影面積)。
こ	高欄	42	橋の両側や寺院等の廊下などに落下防止や装飾目的で設けられる手すり。
	護岸	41	水害を防ぐため、河岸や海岸を堤防などで保護・補強する施設。
	小狭間坂(こばさまざか)	1	「陶の路」を参照。

さ行

	用語	掲載頁	説明
さ	サーチライト	30	強い光源と反射鏡によって遠方まで照らし出せるようにした灯。
	彩度	27	色の「鮮やかさ」を示す属性のこと。詳しくは 78 頁参照。
	里山	5	集落の近くにあり、かつては薪炭用木材や山菜などを採取していた人と関わりの深い森林。瀬戸市景観計画では、平成 9 年に愛知県が策定した『愛知県里山マップ』に基づき、標高 300m 以下の二次林、雑木林を主体とし、概ね 100ha 以上のまとまりがある地域を対象としている。
し	色相	27	「色合い」を示す属性のこと。詳しくは 78 頁参照。
	磁祖・民吉	6	加藤民吉のことで、江戸時代に瀬戸の大松窯の窯元・加藤吉左衛門の二男として生まれた人物。九州へ渡り、修得した磁器の製法を瀬戸で広め、瀬戸を「やきもの町」として再興させたと伝えられる。
	漆喰塗り	36	消石灰、砂、のり、すさを主材料として作った漆喰を壁に塗り上げること。
	しなの工房めぐり	17	4 月と 11 月に期間限定で、品野地域の窯元や工房をめぐることができるイベント。
	品野祇園祭	17	戦国時代末に、品野地区で疫病が流行したため、津島神社の牛頭天王を品野火の見下に迎えて祀ったことに由来する祭礼と伝えられる。
	ショーウィンドウ	28	商店・デパートなどの飾り窓。

	鐘楼	39	寺院の境内にある梵鐘をつす建築物。
	親水性	5	河川や池などの水辺において、直接、水に触れ親しむことのできる状態。
	シンボル	5	地域を象徴するもの。
	シンボルロード	42	地域を象徴し、地域の顔となる道路。
せ	瀬戸市環境基本計画	2	平成 12 年 3 月に「瀬戸市環境基本条例」に基づいて、市の環境に対する取組みの基本的な方向を示した計画。環境創造都市の実現に向けて「地球環境に負荷を与えないまち」などの 10 の目指すべき環境像を示し、市と市民・事業者のパートナーシップにより各種施策を進めていくこととしている。 なお、目標年次に到達するため、今日の環境問題を捉えて現在見直しが行われており、平成 22 年度末を目標に第 2 次環境基本計画を策定する予定。
	瀬戸市景観計画	1	「景観計画」とは、景観法に基づいて景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。景観形成に取り組む区域を示すとともに、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定める。
	瀬戸市景観条例	2	本市の良好な景観の形成や景観法の施行に関して必要な事項を定めた条例(平成 22 年 9 月制定)。市や市民・事業者の責務をはじめ、景観重点地区、行為の規制、表彰や助成などに関して規定している。
	瀬戸市都市計画マスタープラン	2	「都市計画マスタープラン」とは、市町村が都市計画法第18条の2に基づき策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことで、都市の将来像や土地利用の方向性等を定める都市計画の総合的な指針。 瀬戸市では、都市づくりの理念を「成熟社会において、豊かな自然と『やきもの』のまちとしての魅力を活かし、市民・企業が活力を維持する協働のまちづくり」として、平成 19 年 3 月に策定している。
	瀬戸市都市景観基本計画	1	平成 7 年 3 月に「瀬戸市都市景観条例」に基づいて策定した計画。「うるおいのある文化の薫り高い創造交流都市」を都市景観像として基本目標や方針を定め、景観を構成する要素や地区別に景観形成の方向性などを示している。この計画は、平成 22 年 10 月の全面改定により「瀬戸市景観計画」となる。
	瀬戸市都市景観条例	1	本市の個性的で優れた都市景観の創造、保全及び育成に関して必要な事項を定めた条例(平成 5 年 12 月制定)。市や市民・事業者の責務をはじめ、都市景観形成重点地区や大規模建築物等の届出などに関して規定している。この条例は、平成 22 年 9 月の全部改正により「瀬戸市景観条例」となる。

瀬戸市緑の基本計画	2	「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法第2条の2に基づき、市町村(特別区を含む)の緑地の保全及び緑化の推進について策定する計画で、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための目標と実現のための施策等を総合的に示した計画。 「瀬戸市緑の基本計画(平成10年6月)」では、「自然と歴史を生かしたうらおいとやわらぎのあるみどりの創造都市」を緑の将来像とし、緑地の目標水準、緑地の配置、実現のための施策などについて定めている。
せと・まるっとミュージアム推進プラン	2	平成21年3月に交流と賑わいの創出を目的として策定された計画。観光を軸としたまちの活性化戦略として位置付け、賑わいの創出、学び・誇りの醸成、経済効果を目標に定め、取組みの効果的な方向性を示し、催事、PR活動等今後の事業展開の指針を示している。
せともの祭	1	昭和7年に磁祖民吉の遺徳を讃える産業祭として開催され、2009年で78回目を迎えた祭り。2日間で50万人以上の方々が訪れる大イベントで、せともの大販売市は全国最大規模である。

た行

	用語	掲載頁	説明
た	大規模建築物等に関する届出制度	1	「瀬戸市都市景観条例」に基づいて、一定規模以上の建築物を建築しようとする際に、市へ事前の届出を行い、景観形成に関する助言や指導等を通して良好な景観を形成しようとする制度。
	第5次瀬戸市総合計画	2	「総合計画」とは、地方自治法第2条第4項に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想と、基本構想を実現するための、より具体的な目標や施策、事業計画を明らかにした基本計画により構成されている。 「第5次瀬戸市総合計画(平成18年3月)」では、「自立し、助けあって、市民が力を発揮している社会」をまちの将来像として定め、平成27年度を目標年次とした重点戦略(自助の強化、共助の強化)や、市民生活に関連する7つの分野における施策の方向性などを示している。
	太子祭り	17	万徳寺で太子を祀った祭りで、かつては聖徳太子の命日(旧暦7月22日)に行われた。太子堂の縁側に日没から月が出るまで立ち続けて願を掛ける「お立ち待ち」が知られる。
	多自然川づくり	43	河川が本来有している生物の生息、生育、繁殖環境や多様な河川景観の保全・創出を行う川づくり。
ち	眺望	12	遠くを見渡した眺め。
つ	突き出し広告	29	建築物などの壁面から突き出して設けられる屋外広告物。
	土壁	36	粘りのある土を塗って固めた壁。
て	適用除外	33	ある一定の決まりから除き、あてはめないこと。

	天日干し	19	天日に当てて乾かすこと。 瀬戸市では、焼成前のやきものをモロイタと呼ばれる板の上に並べて天日で乾かす特徴的な風景が見られる。
と	陶祖・藤四郎	6	加藤四郎左衛門景正のことで、鎌倉時代に中国に渡り陶器の製法を学び、帰国後良質の陶土を瀬戸で発見し、窯を開いたとされ、瀬戸窯業の始祖と祀られる。
	陶祖まつり	6	陶祖・藤四郎を祀る陶彦神社で4月の第3日曜日とその前日に開催される祭り。総勢100人余りの男女が鎌倉時代の衣裳に身を包んで、街中から神社までの道のりを練り歩く御物奉獻行列が行われる。
	陶のあかり路	10	全国公募によるやきもの・ガラスのあかりアート作品等が尾張瀬戸駅周辺の商店街を彩るイベント。
	陶の路	10	市民が歩きやすい安全で快適な道づくりを進めるとともに、市外から訪れる人々に瀬戸の歴史や文化を分かりやすく示しながら、やきものに触れたり、楽しく買い物ができるルートとして整備した路。 市内には、「暮らしっくストリート」、「小狭間坂」、「洞街道」、「炎護路」の4つの散策路(陶の路)がある。
	陶板	41	やきものでつくられた薄い板のこと。瀬戸市では橋の高欄などに取り付けられ、やきもののまちなみを演出するために用いられている。
	都市景観形成重点地区	1	「瀬戸市都市景観条例」に基づいて、景観形成を重点的に図る必要のある地区として指定された地区。
	届出対象行為	2	市への届出が必要となる建築行為等。

な行

	用語	掲載頁	説明
の	登り窯	6	傾斜地等を利用して階段状にやきものを焼成する部屋が連なる窯。市内では、洞地区などに現存している。
	法面	30	土木工事で、切り土や盛り土によってつくられた傾斜地の斜面部分。

は行

	用語	掲載頁	説明
は	バリアフリー	42	障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除く考え方。具体的には、歩道の段差をなくしたり、緩やかなスロープを設けたりして歩きやすい環境を整えること。
ひ	菱野のおでく警固祭り	13	旧菱野村では、若武者の人形「おでく」を祀った飾り馬を、猿投神社等に奉納した。「おでく」は、長久手合戦の武者梶田甚五郎を模したもので、現在は警固祭りとして菱野熊野社に奉納される。
ふ	風情	18	あじわいのある感じ。おもむき。

ほ	ほたるの里	22	里山保全活動のモデル事業として、「水野地域まちづくり協議会」が手作りで作った施設。 現在は、「定光寺ほたるの里の会」を設立し、管理・育成活動とともに希少植物の観察、稲作体験、里山保全・体験活動など各種のイベントを開催している。
	洞街道	16	「陶の路」を参照。

ま行

	用語	掲載頁	説明
ま	街なみ環境整備地区	66	ゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図るために住環境の整備改善を行う「街なみ環境整備事業」において、接道不良住宅戸数など国が定めた要件に合致した「街なみ環境整備促進区域」を定め、その区域内において、地区の面積が0.2ha以上であり、かつ、地区内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区において定めた地区をいう。国は、当該地区において住環境の整備改善を行う地方公共団体及び土地所有者等に対する助成制度を設けている。
ま	マンセル表色系	27	1905年にアメリカのマンセル氏によって考案された色彩を正確に表すための尺度。色彩を「色相」、「彩度」、「明度」の3つの属性を組み合わせ、数値とアルファベットで表す。詳しくは78頁参照。
み	水野窯めぐり	17	4月と11月に期間限定で、水野地域の窯元や工房をめぐることができるイベント。
	水野まつり	17	毎年5月3日に、水野地域で行われる祭り。古くはこの地域が尾張徳川家の狩場であったことに由来するお狩場太鼓も披露される。
	見付面積	27	建築物や工作物の各面を正面から見たときに見える面積(鉛直投影面積)をいう。
	緑の回廊	1	「回廊」とは、通常、長くて折れ曲った廊下、あるいは中庭や建築物を囲み、または建築物の間を連絡する屋根のある廊下のことをいうが、ここでは、瀬戸市の北部・東部・南部は、三国山・猿投山をはじめとした山地や丘陵地の森林が長く連なった姿を「緑の回廊」と表現している。
め	明度	27	色の「明るさ」を示す属性のこと。詳しくは78頁参照。
も	紅葉(もみじ)まつり	22	瀬戸市屈指の紅葉の名所である岩屋堂公園と定光寺公園で開催される祭り。岩屋堂公園ではライトアップ、定光寺公園では鯉釣り大会が開催される。

や行

	用語	掲載頁	説明
や	山口の警固祭り	13	旧山口村は、近隣の村々を連ねて猿投神社に飾り馬を奉納していた。現在は、山口八幡社に献馬する警固祭りとして、飾り馬とそれを護衛する武術「棒の手」の披露、鉄砲隊の「火縄銃の連撃ち」が行われる。
よ	擁壁	29	崖や盛り土が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁状の構造物。

	4～5 寸勾配	36	傾きの勾配。なお、5 寸勾配とは、水平方向の距離 10 に対して垂直方向に 5 上がる傾きの勾配をさす。
--	---------	----	--

ら行

	用語	掲載頁	説明
ら	裸地	30	植物が存在せず、土砂や礫が露出している土地。
	ランドマーク	9	土地の目印や象徴になるような建造物等。
り	稜線	24	山の峰から峰へ続く線。尾根。
ろ	ロードサイドショップ	14	自動車での来店を想定した幹線道路沿いに立地する店舗。

マンセル表色系

マンセル表色系では、色彩を「色相」「明度」「彩度」の3つの属性の組み合わせで表現します。

色相 (Hue)

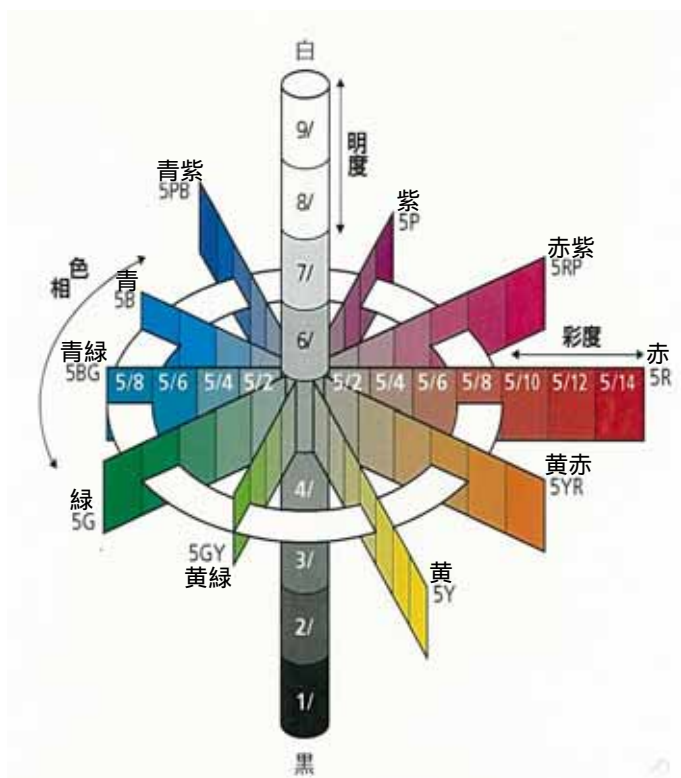
色相とは色合いを表します。色相は、赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)の10種の基本色で構成します。また、色が赤(R)から黄赤(YR)へ変化するグラデーションを等分して、赤の基本色を示す記号(R)の前に0から10の数字を付けて、それぞれの色相を細かく表記します。なお、0Rは10RPと同じ色を示し、10Rは0YRと同じ色を示します。0R(=10RP) 1R 2R 3R 4R 5R 6R 7R 8R 9R 10R(=0YR))。

明度 (Value)

明度とは色の明るさを表します。色の明るさを最低明度である黒の0から、最高明度である白の10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度 (Chroma)

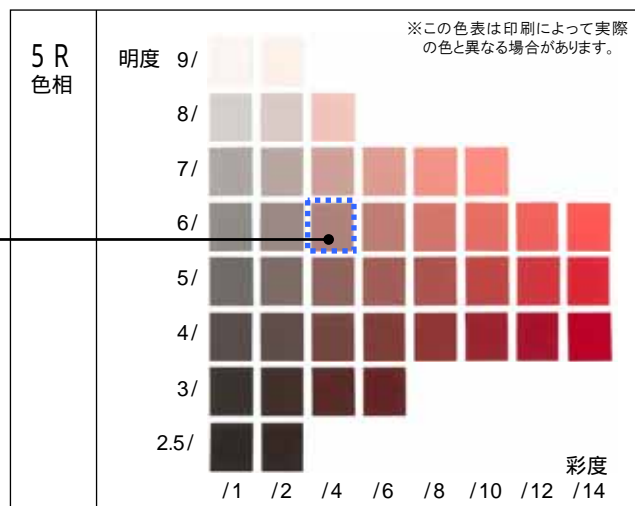
彩度とは色の鮮やかさを表します。色の鮮やかさを白、灰、黒色の無彩色を示す0から数値で表し、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。なお、表現できる最高彩度は色により限界があるため、色相ごとの彩度の最高尺度は異なります。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色になれば数値が大きくなります。



マンセル記号の見方

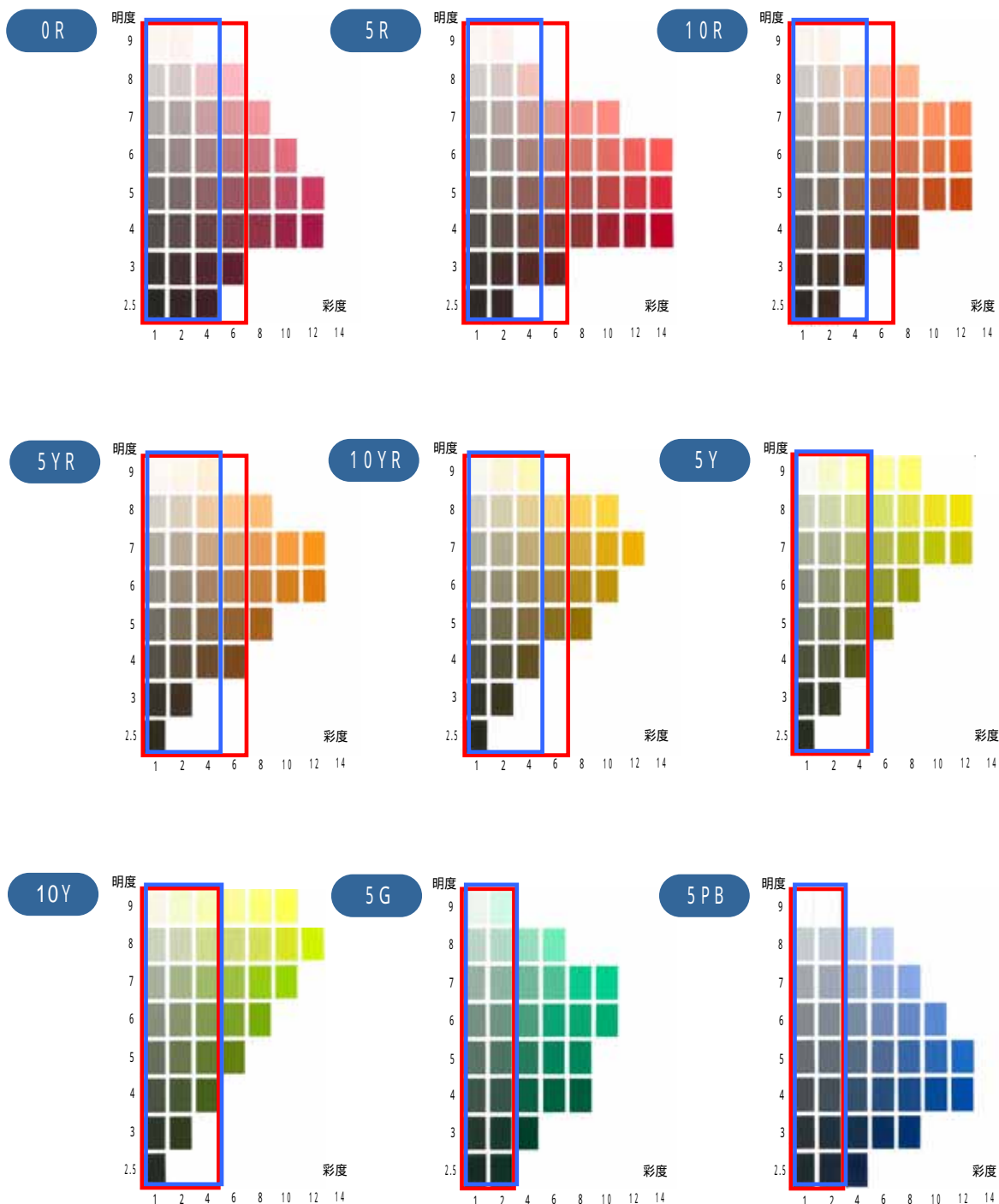
マンセル記号は、「色相(H) 明度(V) / 彩度(C)」の順に書き表し、例えば、「5R6 / 4」は、「5アール6の4」と読みます。なお、彩度が0、明度が9のほぼ白色に近い無彩色は、「N9. 0」と表し、「エヌ9の0」と読みます。

ごアール 5 R 色相
ろく 6 明度
の /
よん 4 彩度



景観形成基準に示した色彩 ※この色表は印刷によって実際の色と異なる場合があります。

景観形成基準に示した「色彩」の範囲を以下に示します。



- せとまちエントランスゾーン、せと・街なか景観ゾーン、工業地景観ゾーン
- せと・やきもの文化景観ゾーン、田園景観ゾーン、森林里山景観ゾーン

瀬戸市景観計画

平成22年10月

編集・発行 瀬戸市都市整備部都市計画課
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1
TEL : 0561-88-2680 FAX : 0561-88-2724
E-mail : tokei@city.seto.lg.jp
URL : <http://www.city.seto.aichi.jp>

